

3.3 社会的状況

3.3.1 地域の社会的状況に係る項目

(1) 人口及び産業の状況

① 人口

事業実施想定区域及びその周辺における人口及び世帯数の推移を、表 3.3.1-1 及び図 3.3.1-1～図 3.3.1-2 に示す。

平成 27 年度から令和 7 年度にかけて、厚別区の人口は減少傾向にあるが、世帯数については増加傾向にある。なお、もみじ台地区については人口、世帯数ともに減少傾向にあることが示されている。

もみじ台地区に隣接する北広島市西の里地区は、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にある。

表 3.3.1-1 人口及び世帯数の推移 ¹⁾²⁾³⁾⁴⁾⁵⁾

年度 地区	平成 27 年		令和 2 年		令和 7 年	
	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)
札幌市 (各年 10 月 1 日現在)	1,941,078	1,026,122	1,961,682	1,078,155	1,955,612	1,122,268
厚別区	129,200	63,634	126,453	65,862	122,742	67,494
もみじ台地区	15,907	8,525	14,232	8,189	12,303	7,480
厚別中央地区	27,793	14,982	27,994	16,090	28,042	17,008
厚別南地区	36,534	17,525	35,553	18,081	34,659	18,647
厚別西地区	23,534	10,238	23,917	10,881	23,247	11,271
青葉地区	8,819	4,853	8,610	4,942	8,609	5,155
厚別東地区	16,613	7,511	16,147	7,679	15,882	7,933
北広島市 (各年 9 月 30 日現在)	59,064	23,551	58,150	27,931	56,181	28,545
西の里地区	6,965 ^{※1}	2,523 ^{※1}	6,607	3,001	6,484	3,045

※1 個人情報特定防止のための秘匿地域と、一部人口が合算された地域がある。

- 1) 札幌市「住民基本台帳人口(町名・条丁目、年齢(5歳階級)別人口)」(令和7年12月22日現在)
- 2) 札幌市「住民基本台帳人口(まちづくりセンター別世帯数及び男女別人口)」
(令和7年12月22日現在)
- 3) 厚別区「各地区の区域(まちづくりセンターの所管区域)」(令和7年12月22日現在)
- 4) 江別市「令和7年毎月の人口」(令和7年12月22日現在)
- 5) 北広島市「市の人口」(令和7年12月22日現在)

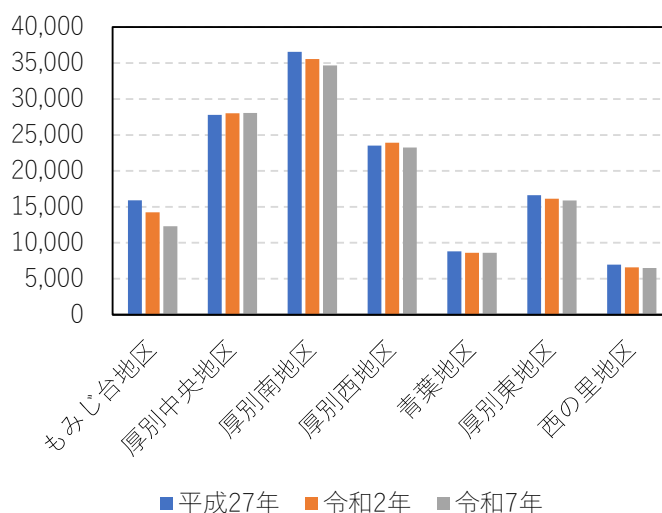


図 3.3.1-1 もみじ台地区と隣接する地区の人口の推移 ¹⁾²⁾³⁾⁴⁾⁵⁾

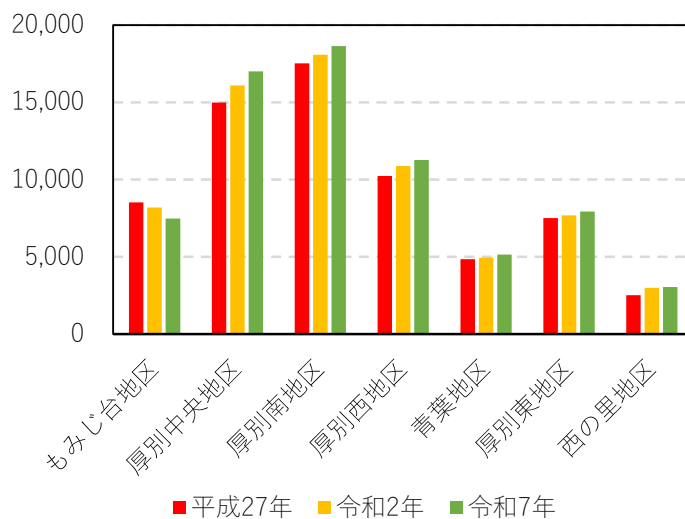


図 3.3.1-2 もみじ台地区と隣接する地区の世帯数の推移 ¹⁾²⁾³⁾⁴⁾⁵⁾

- 1) 札幌市「住民基本台帳人口(町名・条丁目、年齢(5歳階級)別人口)」(令和7年12月22日現在)
- 2) 札幌市「住民基本台帳人口(まちづくりセンター別世帯数及び男女別人口)」
(令和7年12月22日現在)
- 3) 厚別区「各地区の区域(まちづくりセンターの所管区域)」(令和7年12月22日現在)
- 4) 江別市「令和7年毎月の人口」(令和7年12月22日現在)
- 5) 北広島市「市の人口」(令和7年12月22日現在)

② 産業構造及び推移

札幌市全体及び厚別区における産業別就業者数の推移を表 3.3.1-2 に、また、厚別区の産業構成を図 3.3.1-3 に示す。

札幌市全体及び厚別区ともに、令和2年度では第3次産業の占める割合が8割を超えており、産業区分の中で最も高い状況である。

表 3.3.1-2 産業別就業者数の推移 ¹⁾²⁾³⁾

対象区	産業区分	平成 27 年		令和 2 年	
		就業者数(人)	割合(%)	就業者数(人)	割合(%)
札幌市	第1次産業	3,790	0.4	3,983	0.5
	第2次産業	118,503	14.0	115,924	13.7
	第3次産業	645,868	76.5	697,967	82.5
	分類不能	76,152	9.0	28,079	3.3
	合計	844,313	100.0	845,953	100.0
厚別区	第1次産業	267	0.5	308	0.6
	第2次産業	7,574	13.8	6,864	13.1
	第3次産業	44,032	79.9	43,821	83.3
	分類不能	3,204	5.8	1,586	3.3
	合計	55,077	100.0	52,579	100.0

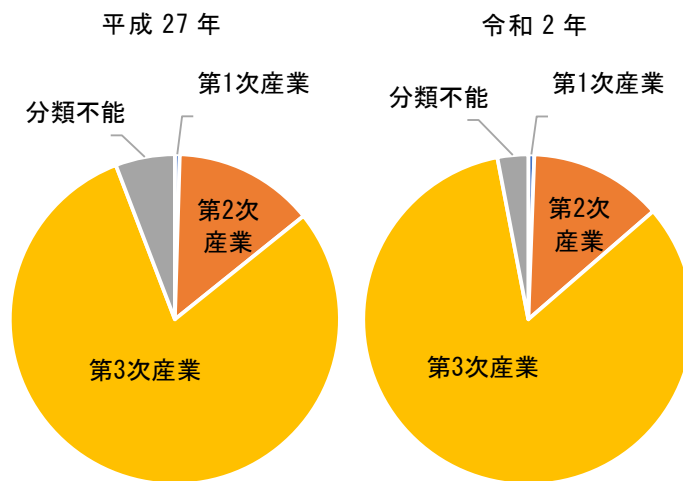


図 3.3.1-3 厚別区の産業別就業者数の推移 ¹⁾²⁾³⁾

1) 札幌市「住民基本台帳人口(町名・条丁目、年齢(5歳階級)別人口)」(令和7年12月22日現在)
 2) 総務省統計局「令和2年国勢調査 小地域集計 北海道」
 3) 総務省統計局「平成27年度国勢調査 就業状態基本集計 全国結果」

(2) 土地利用の状況

① 行政区

事業実施想定区域の周辺である厚別区には、表 3.3.1-3、表 3.3.1-4 及び表 3.3.1-5 のとおり 82 の町内会・自治体、6 つの連合町内会がある。また、事業実施想定区域が位置するもみじ台地区には、表 3.3.1-6 に示す町内会・自治会が存在する。

表 3.3.1-3 事業実施想定区域及びその周辺における町内会¹⁾²⁾³⁾

行政区	町内会・自治体数	総世帯数	加入世帯数 (世帯)	加入率
厚別区	82	58,670	43,332	73.9

表 3.3.1-4 事業実施想定区域及びその周辺における連合町内会¹⁾²⁾³⁾

連合町内会	町内会数
厚別中央町内会連合会	9
厚別南町内会連合会	30
厚別西町内会連合会	6
もみじ台自治連合会	8
青葉町自治連合会	7
厚別東町内会連合会	7

表 3.3.1-5 事業実施想定区域及びその周辺におけるその他町内会¹⁾²⁾³⁾

町内会・自治会	町内会数
自治連合会未加入の町内会・自治会	15

表 3.3.1-6 もみじ台地区における町内会・自治会¹⁾²⁾³⁾

町内会・自治会	名称
もみじ台自治連合会に加入する町内会・自治会	もみじ自治会
	もみじ台北生自治会
	第二もみじ自治会
	もみじ台商業地区自治会
	東もみじ自治会
	もみじ台西自治会
	もみじ台みなみ自治会
	東 35 自治会
もみじ台自治会連合会に未加入の町内会・自治会	つくし自治会
	中央もみじ自治会
	みずほ自治会
	南わかば自治会
	あすなろ自治会
	もみじ台西 2 丁目自治会
	ポプラ自治会

1) 一般社団法人 北海道町内会連合会(令和 7 年 12 月 24 日現在)

2) 厚別区「まちづくりの組織」(令和 7 年 12 月 24 日現在)

3) 札幌市「町内会・自治会」(令和 7 年 12 月 24 日現在)

② 現況土地利用

A 現況土地利用状況

札幌市全体における地目別土地利用面積を、表 3.3.1-7 及び図 3.3.1-4 に示す。
札幌市は大都市であるが、南西部に山林が多いため、山林の割合が約 57%と高く、
次いでその他を除くと宅地が約 13.5%となっている。

表 3.3.1-7 地目別土地利用面積¹⁾

区分	札幌市	
	面積(km ²)	割合(%)
田	1.13	0.1
畑	36.31	3.2
宅地	151.49	13.5
鉱泉地	0.00	0.0
池沼	0.05	0.0
山林	639.18	57.0
牧場	0.55	0.1
原野	48.69	4.3
雑種地	85.80	7.7
その他	158.07	14.1
総面積	1,121.26	100.0

※1 令和6年1月1日現在

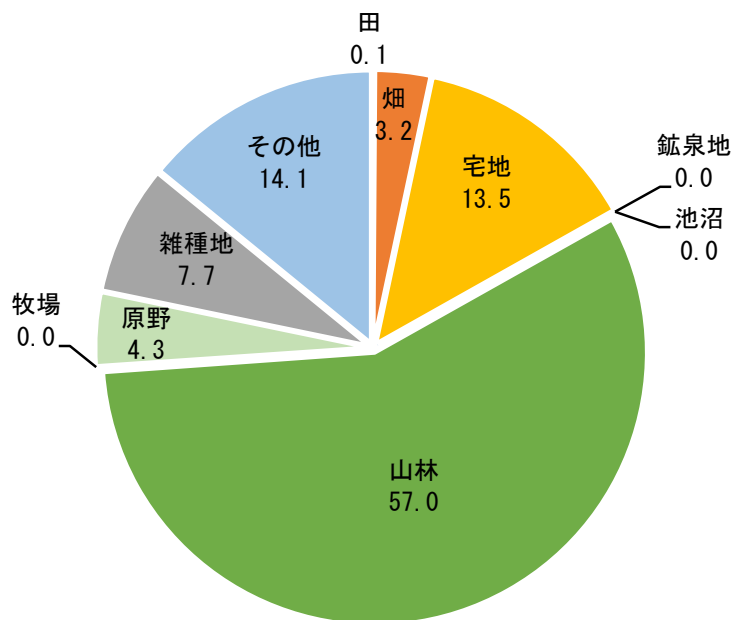


図 3.3.1-4 札幌市の地目別土地利用面積(%)¹⁾

1) 北海道「第132回(令和7年度)北海道統計書 市町村別地目別面積」

B 都市計画法上の地区計画等の状況

札幌市における都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の指定状況を、表 3.3.1-8 に示す。

周辺地域の用途地域の指定状況は図 3.3.1-5 のとおりで、事業実施想定区域は第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び近隣商業地域に位置している。また、周辺の地区計画について、表 3.3.1-9 及びは図 3.3.1-5 に示す。

表 3.3.1-8 札幌市の都市計画区域及び用途地域の指定状況 ¹⁾²⁾³⁾⁴⁾

用途地域の種類		市全体					
		面積 (ha)	割合(%)	容積率 /建蔽率 (%)	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さ の限度
都市計画区域	第一種低層住居専用地域	4,505	7.82	80/40	1m	165cm ²	10m
		2,323	4.03	80/50	1m	165cm ²	10m
		1,358	2.36	80/50	1m	—	10m
	第二種低層住居専用地域	475	0.82	80/50	1m	—	10m
	第一種中高層住居専用地域	11	0.02	150/40	—	—	—
		1,370	2.38	200/60	—	—	—
	第二種中高層住居専用地域	2,576	4.47	200/60	—	—	—
	第一種住居地域	4,414	7.67	200/60	—	—	—
		2	0.00	300/60	—	—	—
	第二種住居地域	492	0.85	200/60	—	—	—
		3	0.01	400/60	—	—	—
	準住居地域	868	1.51	200/60	—	—	—
		288	0.50	300/60	—	—	—
	近隣商業地域	1,172	2.04	200/80	—	—	—
		1,480	2.57	300/80	—	—	—
	商業地域	541	0.94	400/80	—	—	—
		156	0.27	600/80	—	—	—
		23	0.04	700/80	—	—	—
		111	0.19	800/80	—	—	—
	準工業地域	2,229	3.87	200/60	—	—	—
35		0.06	300/60	—	—	—	
工業地域	364	0.63	200/60	—	—	—	
工業専用地域	238	0.41	200/60	—	—	—	
合計	25,034	43.47	—	—	—	—	
市街化調整区域	32,550	56.53	—	—	—	—	
総面積	57,584	100.00	—	—	—	—	

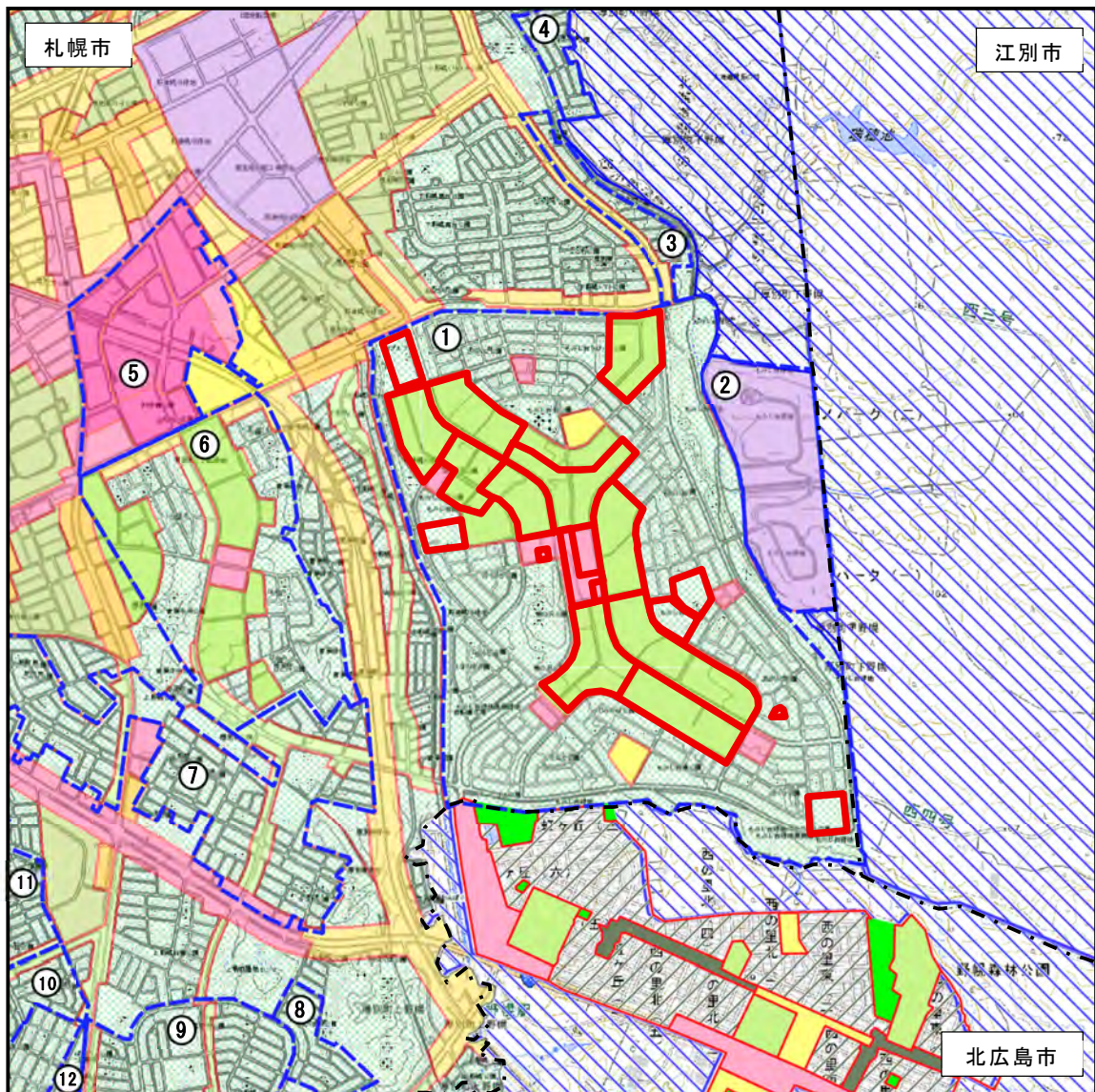
- 1) 札幌市「都市計画区域、都市化区域・調整区域」(令和7年12月24日現在)
- 2) 札幌市まちづくり政策局「都市計画用途地域」(令和7年12月24日現在)
- 3) 札幌市「札幌市地図情報サービス」(令和7年12月24日現在)
- 4) 札幌市「地区計画決定状況一覧」(令和7年12月25日現在)

表 3.3.1-9 札幌市における事業想定地域周辺の地区計画の決定状況¹⁾²⁾³⁾⁴⁾

地点番号	名称	面積 (ha)	決定年月日 変更年月日(最新)	都市計画 区域区分	決定の内容
①	もみじ台団地	242	昭和 58 年 1 月 10 日 平成 31 年 2 月 28 日	低層住宅地区 機能複合促進地域	第一種低層住居専用地域 第二種住居地域
②	テクノパーク地区	29.3	平成 3 年 7 月 10 日 令和 3 年 8 月 5 日	研究・開発業務地区	準工業地域
③	もみじ台通東地区	7.4	昭和 59 年 2 月 10 日 平成 19 年 2 月 20 日	低層専用住宅地区 一般住宅 A 地区	第一種低層住居専用地域 第一種住居地域
④	厚別東地区	5.8	平成 13 年 5 月 25 日	低層戸建住宅地区	第一種低層住居専用地域
⑤	新さっぽろ駅周辺地区 (再開発等促進区)	36.6	平成 30 年 10 月 16 日	教育・地域交流複合地区 商業・業務地区 集合住宅地区 医療・業務 A 地区 医療・業務 B 地区	—
⑥	青葉町団地	71.0	昭和 61 年 9 月 1 日 平成 24 年 8 月 10 日	低層戸建住宅地区 低層戸建住宅 A 地区 低層一般住宅 A 地区 一般住宅地区 一般住宅 A 地区	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種住居地域 第一種中高層住居専用地域
⑦	厚別南地区	62.5	昭和 61 年 1 月 29 日 平成 8 年 3 月 29 日	低層戸建住宅地区 低層一般住宅地区 低層一般住宅 A 地区 低層一般住宅 B 地区 一般住宅地区 沿道 A 地区	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種住居地域 近隣商業地域
⑧	上野幌東地区	7.1	昭和 63 年 7 月 1 日 平成 11 年 8 月 11 日	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区	第一種低層住居専用地域
⑨	上野幌中央地区	117.2	昭和 58 年 9 月 1 日 平成 11 年 8 月 11 日	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区 低層一般住宅 A 地区 集合住宅地区 利便施設地区 近隣センター地区	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 近隣商業地域
⑩	厚別公園南地区	7.5	平成 8 年 3 月 29 日 平成 18 年 3 月 31 日	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区 低層一般住宅 A 地区	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
⑪	厚別公園東地区	19.5	昭和 58 年 7 月 1 日 平成 11 年 8 月 11 日	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区 低層一般住宅 A 地区 一般住宅 A 地区	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種住居地域
⑫	上野幌西地区	9.4	平成 9 年 3 月 28 日 平成 11 年 8 月 11 日	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区 低層一般住宅 A 地区 利便施設地	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

※1 地点番号は、図 3.3.1-5 に対応している。

- 1) 札幌市「都市計画区域、都市化区域・調整区域」(令和 7 年 12 月 24 日現在)
- 2) 札幌市まちづくり政策局「都市計画用途地域」(令和 7 年 12 月 24 日現在)
- 3) 札幌市「札幌市地図情報サービス」(令和 7 年 12 月 24 日現在)
- 4) 札幌市「地区計画決定状況一覧」(令和 7 年 12 月 25 日現在)



凡 例			
	事業実施想定区域		
	市 町 村 界		
	第一種低層住居専用地域 敷地面積最低限度 165m ²		第一種低層住居専用地域 (外壁の後退距離 1.0m)
	第二種低層住居専用地域 (外壁の後退距離 1.5m)		第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域		第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域		第二種住居地域
	準住居地域		近隣商業地域
	商業地域		準工業地域
	市街化調整区域		都市計画公園・緑地
	地区計画区域		

地点番号は、表 3.3.1-9 に対応している。

図 3.3.1-5
都市計画区域、用途地域及び地区計画区域の指定状況

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和2年11月17日発行)を使用したものである。

1:25,000

- 1) 札幌市「札幌市地図情報サービス」(令和7年12月24日現在)
- 2) 江別市「江別の都市計画2025」(令和7年12月25日現在)
- 3) 北広島市「用途地域図市内全域」(令和7年12月25日現在)

(3) 河川、湖沼、地下水の利用状況

① 水域利用の状況

A 河川、湖沼等公共用水域の利用状況

事業実施想定区域の周辺に、河川等を利用した水遊び場(親水施設)は設置されていない。

② 水域利用の状況

A 河川の利水の状況

事業実施想定区域周辺の河川水の利水状況については、石狩川水系の豊平峡ダム及び定山溪ダムに表3.3.1-10に示す上水道系の水源が確保されている。

水源は、支流の上流部であり、事業実施想定区及び影響想定地域の範囲外に位置している¹⁾。

表3.3.1-10 河川における水源²⁾

浄水場名	水源	資源確保量 (m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水区域
白川浄水場	豊平峡ダム 定山溪ダム	840,000	542,000	札幌市内周辺 住宅地区

B 地下水の利用状況

厚別区及び隣接する区における「札幌市 生活環境の確保に基づく条例」に基づく水採取事業場の利用状況を、表3.3.1-11に示す。

また、札幌市全域に占める厚別区の揚水量の割合については、図3.3.1-6に示すとおり7%となっている。

表3.3.1-11 厚別区及び隣接する区における地下水用件数及び揚水量(令和5年度)³⁾

業種	揚水件数(日揚水量 (m ³ /日))				
	厚別区	東区	白石区	清田区	計
事業用計	57(5,252.5)	132(7,602.4)	132(7,561.1)	67(3,033.6)	388(23449.6)
その他(農業、工業仮排水、個人家事用)	92(5,317.0)	199(8,413.7)	184(7,582.5)	58(39.1)	533(21352.3)
合計	149(10,569.5)	331(16,016.1)	316(15,143.6)	125(3,072.7)	921(44801.9)

1) 札幌市環境局環境都市推進部「水辺環境水質調査」(令和7年12月19日現在)

2) 札幌市水道局ホームページ「札幌の水道施設(浄水場)」(令和7年12月17日現在)

3) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」令和5年度

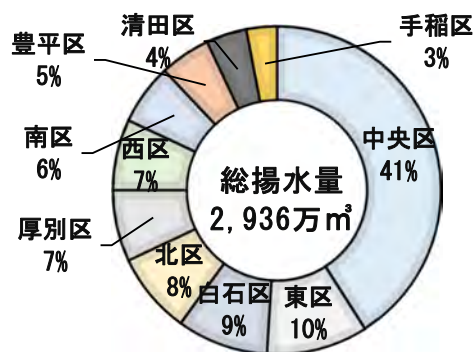


図 3.3.1-6 札幌市内の区別揚水量の内訳 (令和5年度)¹⁾

(4) 交通の状況

① 交通施設の分布

A 主な交通施設 (道路、鉄道等) の分布

事業実施想定区域周辺の主な交通網を、表 3.3.1-12 及び図 3.3.1-7 に示す。

国道は、道央自動車道が南西側、一般国道 274 号が南側、一般国道 12 号が北西側を通過している。道道は、事業実施想定区域の西方向に一般道道厚別平岡線 (厚別中央通) がある。また、JR 千歳線が西側、JR 函館線が北東側を通過し、地下鉄東西線が西方向にある。

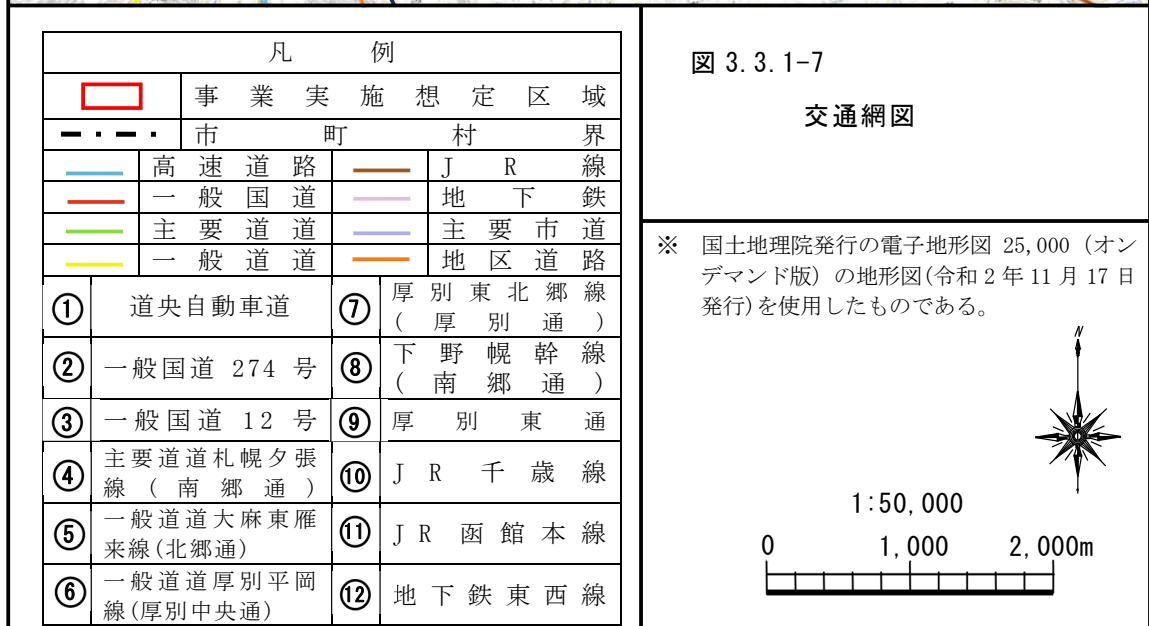
表 3.3.1-12 事業実施想定区域周辺における交通施設²⁾

項目	区分	地点番号	路線名
交通施設	高速道路	①	道央自動車道
	国道	②	一般国道 274 号
		③	一般国道 12 号
	道道	④	主要道道札幌夕張線 (南郷通)
		⑤	一般道道大麻東雁来線 (北郷通)
		⑥	一般道道厚別平岡線 (厚別中央通)
	市道	⑦	厚別東北郷線 (厚別通)
		⑧	下野幌幹線 (南郷通)
	地区道路	⑨	厚別東通
	鉄道	⑩	JR 千歳線
		⑪	JR 函館本線
		⑫	地下鉄東西線

※1 地点番号は、図 3.3.1-7 に対応している。

1) 札幌市環境局環境都市推進部「地下水揚水量実態調査」(令和5年)

2) 札幌市「札幌市地図情報サービス」(令和7年12月24日現在)



1) 札幌市「札幌市地図情報サービス」(令和 7 年 12 月 24 日現在)より作図

B 主要道路の交通量

主要道路の交通量を表 3.3.1-13、表 3.3.1-14 及び表 3.3.1-15 に示す。

事業実施想定区域に隣接する地点番号⑩下野幌幹線(南郷通)の昼 12 時間交通量は、令和 6 年度において 14,938 台である。

表 3.3.1-13 主要な交通施設の交通量(道路交通センサス)¹⁾

路線名	地点番号	地点名	自動車交通量(台/24h)	
			平成 27 年	令和 3 年
道央自動車道	①	北広島 IC~札幌南 IC	37,945	31,247
一般国道 274 号	②	厚別区大谷地東 1	38,866	32,834
	③	厚別区厚別南 7 丁目 25 番地	27,955	34,469
	④	北広島市西の里東 4 丁目	28,585	26,022
一般国道 12 号	⑤	厚別区厚別東 5 条 8 丁目	32,397	30,260
道道 1138 号厚別平岡線 (厚別中央通)	⑥	清田区平岡公園東 1 丁目	12,248	11,363

※1 地点番号は、図 3.3.1-8 に対応している。

表 3.3.1-14 札幌市の主要な交通施設の昼 12 時間交通量²⁾

路線図	地点番号	地点名	自動車交通量(台/12h)
			令和 6 年
原始林通 原始林通線	⑦	厚別区厚別中央 1 条 6 丁目	6,384
山本通 山本線	⑧	厚別区厚別西 1 条 2 丁目	15,745
北 13 条・北郷通 大麻東雁来線	⑨	厚別区厚別西 3 条 1 丁目	11,458
下野幌幹線(南郷通)	⑩	厚別区厚別中央 1 条 5 丁目	14,938

※1 地点番号は、図 3.3.1-8 に対応している。

※2 交通量は平日の昼 12 時間交通量(7~19 時)である。但し同一日ではない。

表 3.3.1-15 北広島市道路交通量調査結果³⁾

路線図	地点番号	地点名	自動車交通量(台/12h)	
			令和 2 年	令和 5 年
市道厚別東通線	⑪	北広島市西の里	9,788	10,888
厚別東通線	⑫	北広島市虹ヶ丘 6 丁目	10,538	—
国道 274 号	⑬	北広島市虹ヶ丘 1 丁目	22,925	25,079
国道 274 号	⑭	北広島市西の里	23,232	23,558

※1 地点番号は、図 3.3.1-8 に対応している。

※2 交通量は平日の昼 12 時間交通量(7~19 時)である。但し同一日ではない。

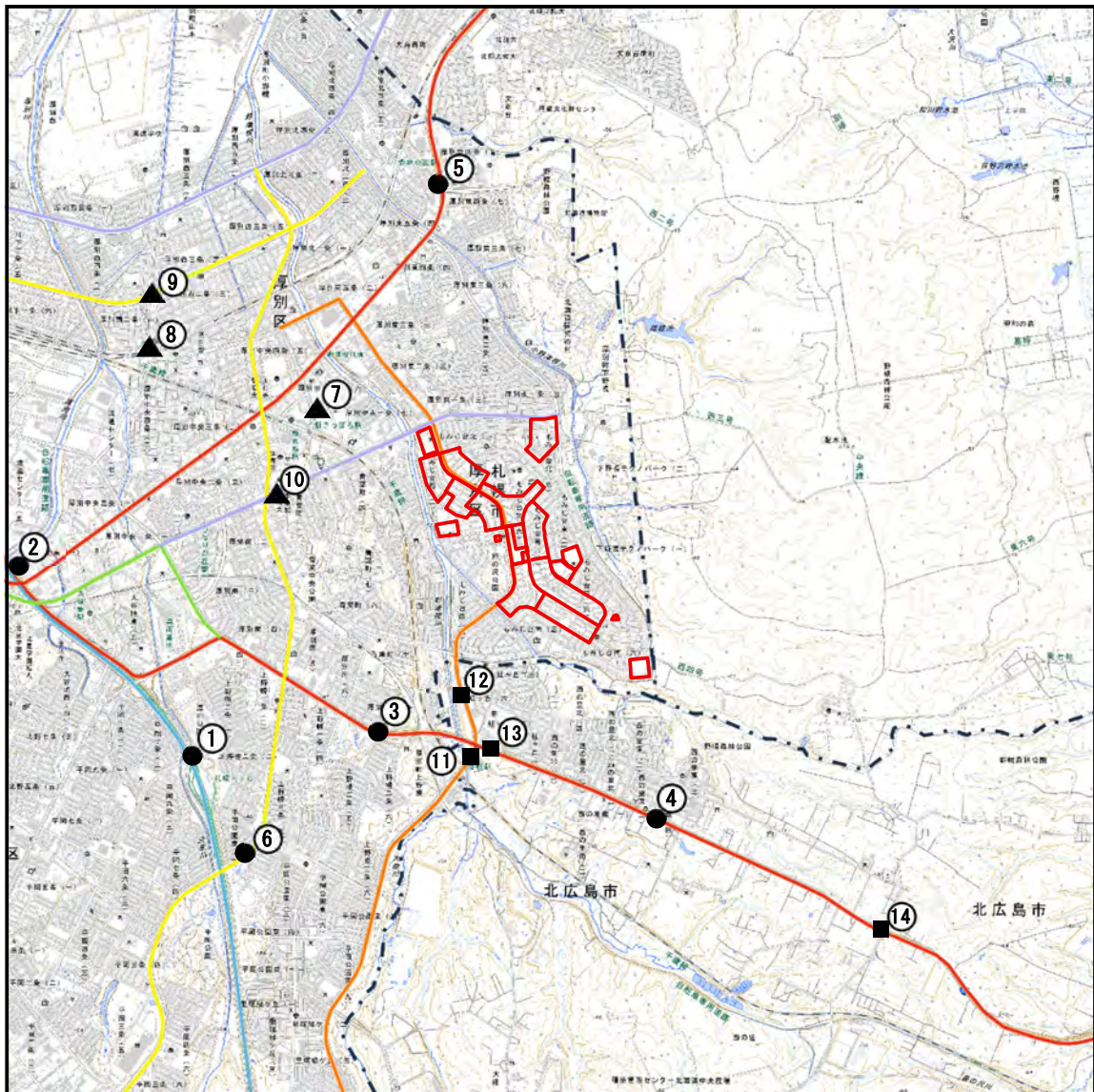
※3 「—」は実測していない地点を示す。

1) 国土交通省「令和 3 年度 全国道路交通情報調査(道路交通センサス)」

2) 札幌市まちづくり政策局「交通量調査」(令和 6 年度)

3) 北広島市「道路交通量調査結果」(令和 2 年度、令和 5 年度)

第3章 事業実施想定区域及びその他第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（影響想定地域）の概況

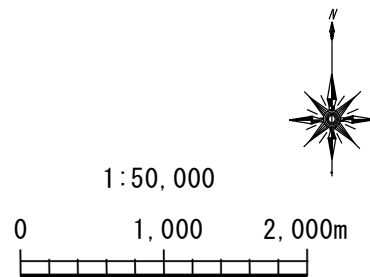


凡 例			
	事業実施想定区域		
- - - -	市 町 村 界		
—	高速道路	—	一般道
—	一般国道	—	主要市道
—	主要道路	—	地区道路
●	国交省交通量踏査地点		
▲	札幌市交通量調査地点		
■	北広島市交通量調査地点		
①	北広島 IC～札幌南 IC	⑧	厚別区厚別西 1 条 2 丁目
②	厚別区大谷地 東 1	⑨	厚別区厚別西 3 条 1 丁目
③	厚別区厚別南 7 丁目 25 番地	⑩	厚別区厚別中央 1 条 5 丁目
④	北広島市西の里 東 4 丁目	⑪	北広島市西の里
⑤	厚別区厚別東 5 条 8 丁目	⑫	北広島市虹ヶ丘 6 丁目
⑥	清田区平岡公園 東 1 丁目	⑬	北広島市虹ヶ丘 1 丁目
⑦	厚別区厚別中央 1 条 6 丁目	⑭	北広島市西の里

図 3.3.1-8

交通量調査地点(自動車交通量)

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和 2 年 11 月 17 日発行)を使用したものである。



- 1) 国土交通省「令和 3 年度 全国道路交通情報調査(道路交通センサス)」
- 2) 札幌市まちづくり政策局「交通量調査」(令和 6 年度)
- 3) 北広島市「道路交通量調査結果」(令和 2 年度、令和 5 年度)

(5) 環境保全の配慮が必要な施設及び住宅の配置状況

① 環境保全の配慮が必要な施設の分布

A 教育施設(学校・幼稚園等)の分布

事業実施想定区域の周辺における学校及び幼稚園等の教育施設の分布状況を、表 3.3.1-16(約500m範囲の施設)及び図 3.3.1-9 に示す。

事業実施想定区域に最も近い「星槎もみじ中学校」及び「星槎国際高等学校本部校」は、敷地境界から約50mの距離にある。

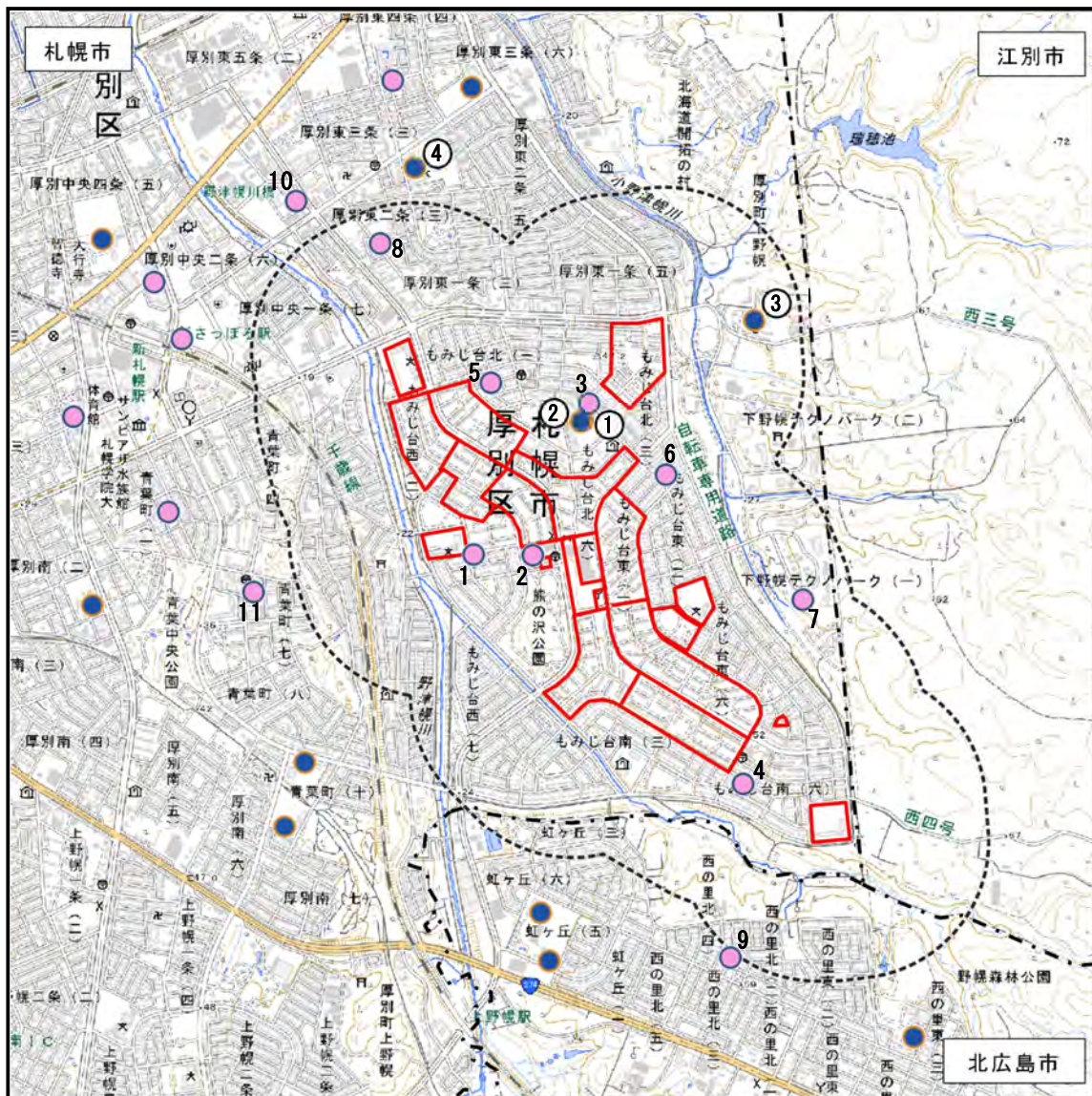
表 3.3.1-16 事業実施想定区域の周辺における学校・幼稚園等¹⁾²⁾³⁾

地点番号	区分	施設名	事業実施想定区域の敷地境界から最短距離
①	学校	星槎もみじ中学校	約50m
②		星槎国際高等学校 本部校	約50m
③		北星学園大学附属高等学校	約300m
④		小野幌小学校	約750m
1	幼稚園 保育園 特別支援学校	認定こども園いちい幼稚園・保育園	約30m
2		協働保育園	約50m
3		もみじ台幼稚園	約60m
4		もみじ台南保育園	約80m
5		もみじ台北保育園	約100m
6		札幌みづほ幼稚園	約180m
7		テクノパークもりの保育園	約300m
8		新さっぽろとまと保育園	約360m
9		西の里きらきら保育園	約510m
10		厚別さくら木保育園	約560m
11		北光幼稚園	約620m

※1 事業実施想定区域境界から約500m程度の範囲の学校を記載した。

※2 地点番号は、図 3.3.1-9 に対応している。

1) 札幌市教育委員会「札幌市立学校」(令和7年4月1日現在)
2) 北広島市教育委員会「学校一覧」(令和7年4月1日現在)
3) 日本教育情報コミュニティ(JPEIC)(令和7年12月17日現在)



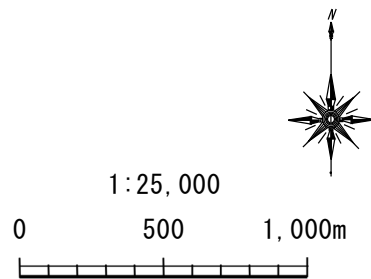
凡 例	
	事業実施想定区域
- - - -	市 町 村 界
	事業実施想定区域から最大 500m の範囲
●	学 校
①	星槎もみじ中学校
②	星槎国際高等学校本部長
○	幼稚園・保育園特別支援学校
1	認定こども園いちい幼稚園・保育園
2	協働保育園
3	もみじ台幼稚園
4	もみじ台南保育園
5	もみじ台北保育園
6	札幌みづほ幼稚園
③	北星学園大学附属高等学校
④	小野幌小学校
7	テクノパークもりの保育園
8	新さっぽろとまと保育園
9	西の里きらきら保育園
10	厚別さくら木保育園
11	北光幼稚園

※2 地点番号は、表 3.3.1-16 に対応している。

図 3.3.1-9

教育施設の分布状況

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図（令和2年11月17日発行）を使用したものである。



- 1) 札幌市教育委員会「札幌市立学校」（令和7年4月1日現在）
- 2) 北広島市教育委員会「学校一覧」（令和7年4月1日現在）
- 3) 日本教育情報コミュニティ（JPEIC）（令和7年12月17日現在）

B 医療施設の分布

事業実施想定区域周辺における医療施設の分布状況を、表 3.3.1-17(約 500m 範囲の施設)及び図 3.3.1-10 に示す。

事業実施想定区域に最も近い「秀和会ファミリークリニックこころ」は、敷地境界から約 30m の距離にある。

表 3.3.1-17 事業実施想定区域周辺における医療施設¹⁾²⁾

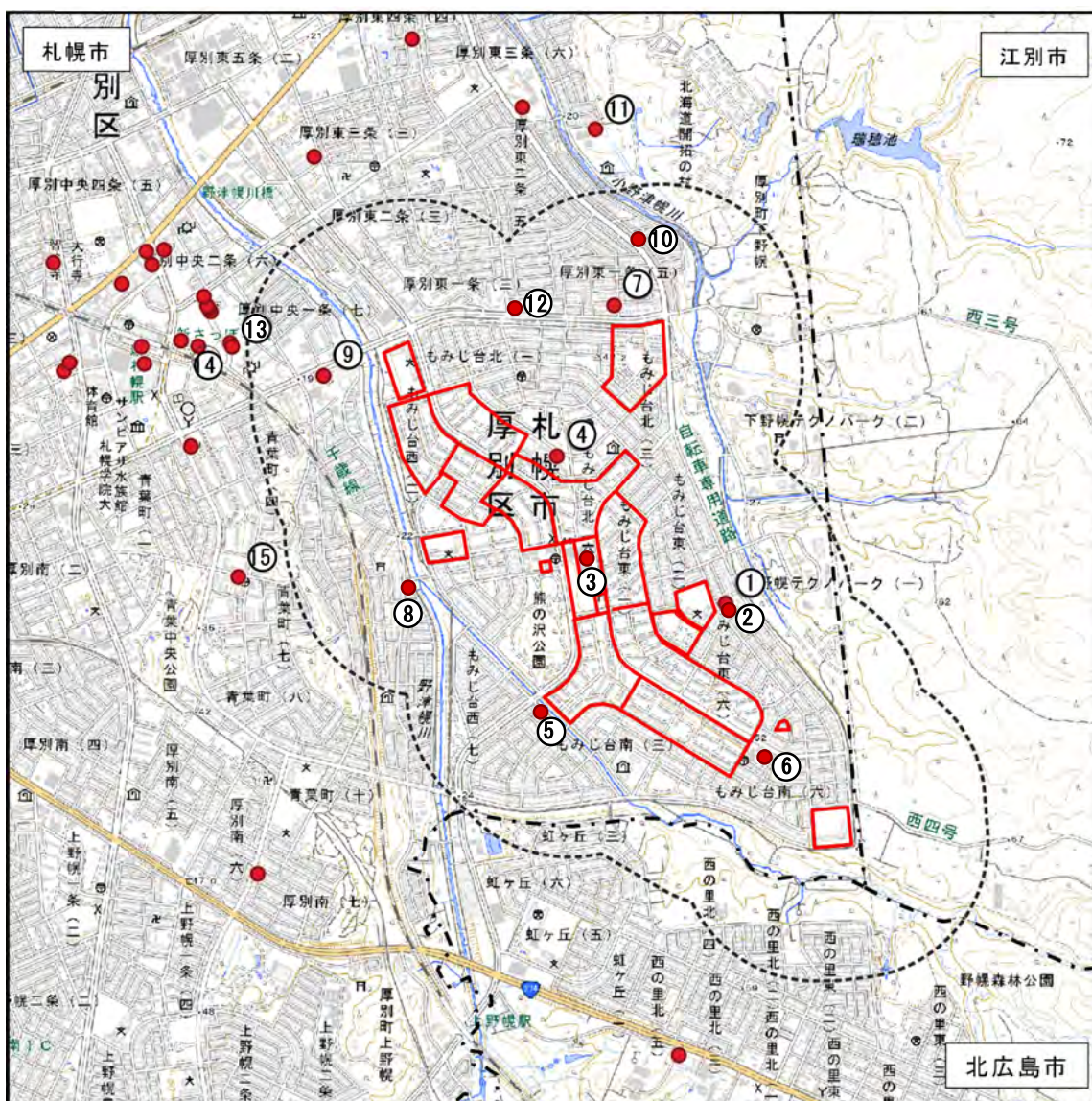
地点 番号	区分	施設名	事業実施想定区域の敷 地境界から最短距離
①	病院	秀和会ファミリークリニックこころ	約 30m
②		もみじ台シトラス歯科	約 40m
③		うすい歯科医院	約 40m
④		こばやし内科	約 50m
⑤		勤医協もみじ台歯科診療所	約 60m
⑥		よこやま歯科医院	約 90m
⑦		もみじ台クリニック	約 100m
⑧		あおば歯科	約 110m
⑨		勇氣会医療法人北央病院	約 200m
⑩		高橋歯科医院	約 290m
⑪		社会福祉法人楡の会 こどもクリニック	約 310m
⑫		伊藤歯科医院	約 340m
⑬		さところ皮膚科・美容クリニック	約 550m
⑭		新札幌整形外科医院	約 560m
⑮		青葉産婦人科クリニック	約 700m

※1 事業実施想定区域境界から約 500m 程度の範囲の医療施設を記載した。

※2 地点番号は、図 3.3.1-10 に対応している。

1) 札幌市医師会「医療機関情報マップ」(令和 7 年 12 月 17 日現在)

2) 北海道 石狩振興局「北広島市医療機関一覧」令和 6 年 4 月現在



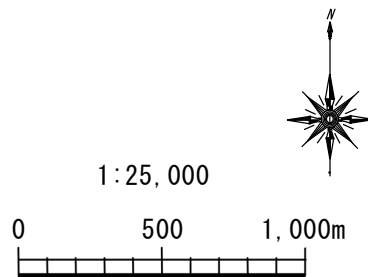
凡 例			
	事業実施想定区域		
	市 町 村 界		
	事業実施想定区域から最大500mの範囲		
	病 院 施 設		
①	秀和会ファミリークリニックこころ	⑨	勇氣会医療法人北央病院
②	もみじ台シトラス歯科	⑩	高橋歯科医院
③	うすい歯科医院	⑪	社会福祉法人榎の会こどもクリニック
④	こばやし内科	⑫	伊藤歯科医院
⑤	勤医協もみじ台歯科診療所	⑬	さとこ皮膚科・美容クリニック
⑥	よこやま歯科医院	⑭	新札幌整形外科医院
⑦	もみじ台クリニック	⑮	青葉産婦人科クリニック
⑧	あおば歯科		

※1 地点番号は、表 3.3.1-17 に対応している。

図 3.3.1-10

医療施設の分布状況

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図（令和2年11月17日発行）を使用したものである。



1) 札幌市医師会「医療機関情報マップ」（令和7年12月17日現在）
 2) 北海道 石狩振興局「北広島市医療機関一覧」令和6年4月現在

C 社会福祉施設の分布

事業実施想定区域周辺における社会福祉施設の分布状況を、表 3.3.1-18(約 500m 範囲の施設)及び図 3.3.1-11 に示す。

事業実施想定区域に最も近い「ヘルパーバルーン」、「ヘルパーステーションかえで」、「サポ-ティ・もみじ台」、「ニチイのほほえみもみじ台」、「アリビオもみじ台」及び「児童デイサービス かぎしっぽ」は、敷地境界から約 10m の距離にある。

表 3.3.1-18 事業実施想定区域周辺における社会福祉施設¹⁾²⁾³⁾

地点番号	区分	施設名	事業実施想定区の敷地境界から最短距離
①	障がい者福祉施設	ヘルパーバルーン	約 10m
②		ヘルパーステーションかえで	約 10m
③		デイ・フィオーレもみじ台	約 40m
④		すまいのヘルパーステーション	約 90m
⑤		札幌市厚別区デイサービスセンター	約 270m
⑥		SOMPO ケア 札幌青葉 訪問介護	約 410m
⑦	老人施設	サポ-ティ・もみじ台	約 10m
⑧		ニチイのほほえみもみじ台	約 10m
⑨		アリビオもみじ台	約 10m
⑩		あおいもみじ台北館	約 20m
⑪		イオルもみじ台	約 40m
⑫		ノテ厚別もみじ台	約 50m
⑬		ライフプレステージ白ゆり新さっぽろ	約 90m
⑭		有料老人ホームあおい新さっぽろ館	約 160m
⑮		光生舎ゆいま〜る・もみじ台	約 180m
⑯		スラージュもみじ台	約 180m
⑰		ウェルライフヴィラ新さっぽろ	約 350m
⑱		ディ・グリューネン	約 460m
⑲		札幌市厚別区介護予防センターもみじ台	約 460m
⑳		特別養護老人ホーム青葉のまち	約 500m
㉑	特別養護老人ホーム マリア園	約 580m	
㉒	児童福祉施設	児童デイサービス かぎしっぽ	約 10m
㉓		児童通所支援センター ホワイトペンギン新札幌	約 150m
㉔		輝(かがやき)	約 250m
㉕		児童デイサービス every(エブリ)	約 300m
㉖		児童デイサービス こんぱす my	約 400m

※1 事業実施想定区域境界から約 500m 程度の範囲の社会福祉施設を記載した。

※2 地点番号は、図 3.3.1-11 に対応している。

1) 北海道「障害福祉サービス事業所等一覧」(令和 7 年 12 月末現在)
 2) 厚生労働省「介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公開システム」
 (令和 7 年 12 月 17 日現在)
 3) 札幌市「札幌市内の介護事業所や施設の一覧」(令和 7 年 12 月現在)

② 住宅の配置

A 集落の分布状況

事業実施想定区域周辺における集落の分布状況として、人口集中地区(令和2年国勢調査 DID 区域)を図 3.3.1-12 に示す。

事業実施想定区域周辺は、道立自然公園野幌森林公園に隣接する南東側を除き、ほとんどが人口集中地区に該当している¹⁾。

B 事業実施想定区域の周辺の人家

事業実施想定区域の敷地境界から周辺 100m 及び 300m の範囲に分布する人家の状況を、表 3.3.1-19 及び図 3.3.1-12 に示す。

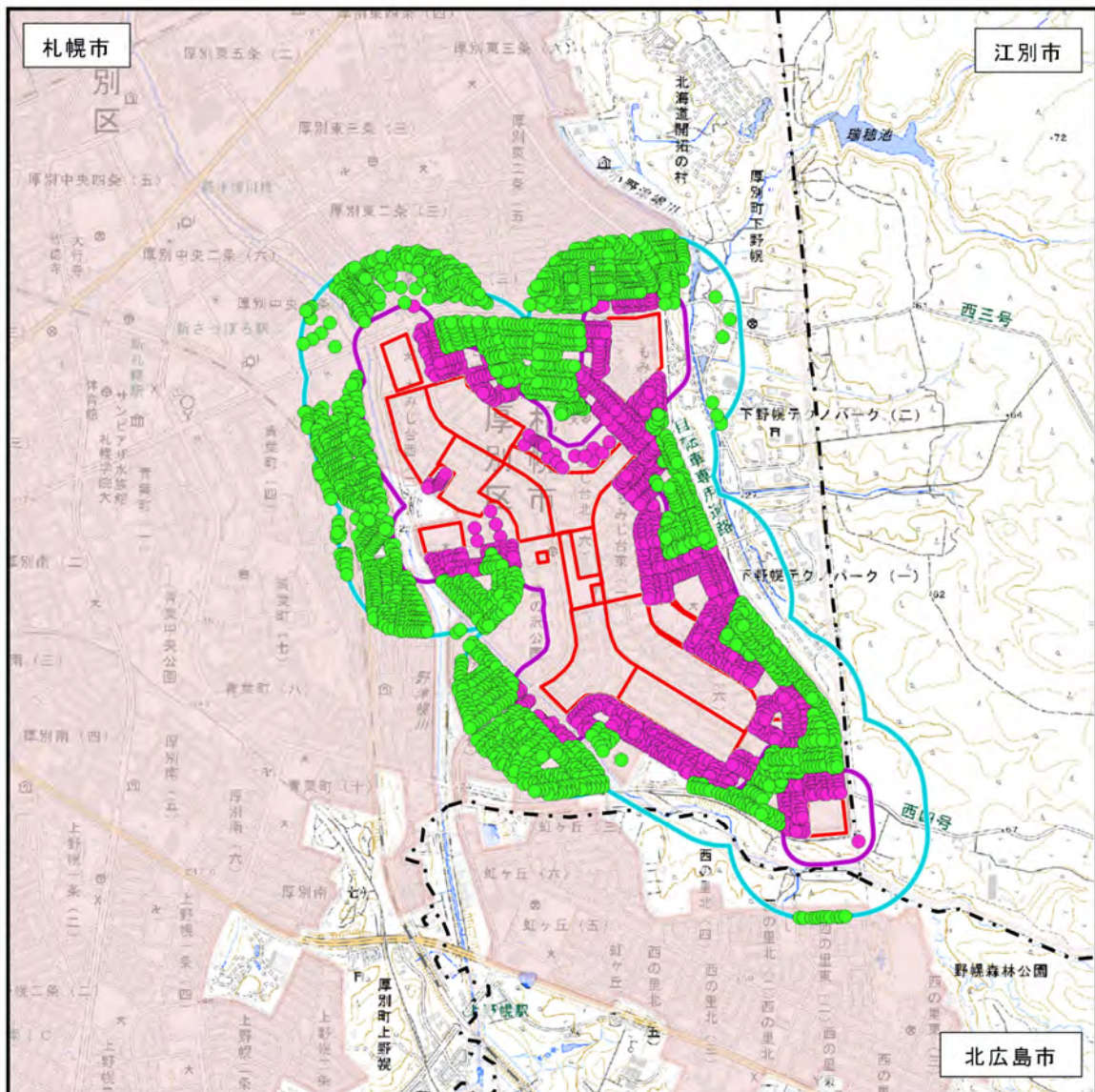
事業実施想定区域から 100m の範囲には 992 戸の一軒家及び 26 棟の集合住宅が存在する。また、300m の範囲には 2,937 戸の一軒家及び 95 棟の集合住宅が存在している。

表 3.3.1-19 事業実施想定区域周辺における住居²⁾

事業実施想定区域からの距離	戸数	
	一軒家(戸)	集合住宅(棟)
100m 以内の住居	992	26
300m 以内の住居	2,937	95

1) 総務省統計局「国土地理院 人口集中地区(DID)令和2年」

2) 総務省統計局「令和5年 住宅・土地統計調査 住宅の構造等に関する集計」










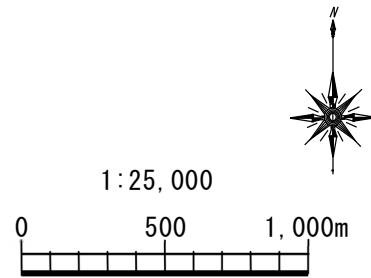
凡 例	
	事業実施想定区域
	市 町 村 界
	人口集中地区 (令和2年度国勢調査 DID 地区)
	事業実施想定区域周囲 100m
	事業実施想定区域周囲 300m
	事業実施想定区域から 100m 範囲に立地する人家
	事業実施想定区域から 300m 範囲に立地する人家

図 3.3.1-12

人口集中地区及び事業実施
想定区域周辺の人家

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和2年11月17日発行)を使用したものである。



1) 総務省統計局「国土地理院 人口集中地区(DID)令和2年」
2) 総務省統計局「令和5年 住宅・土地統計調査 住宅の構造等に関する集計」

(6) 下水道の整備の状況

① 下水道の整備状況

事業実施想定区域周辺の下水道の整備状況及び処理人口を、表 3.3.1-20 に示す。

事業実施想定区域及びその周辺の下水道処理区域は図 3.3.1-13 のとおり下水道が整備された地区であり、事業実施想定区域は全て厚別処理区に位置する。

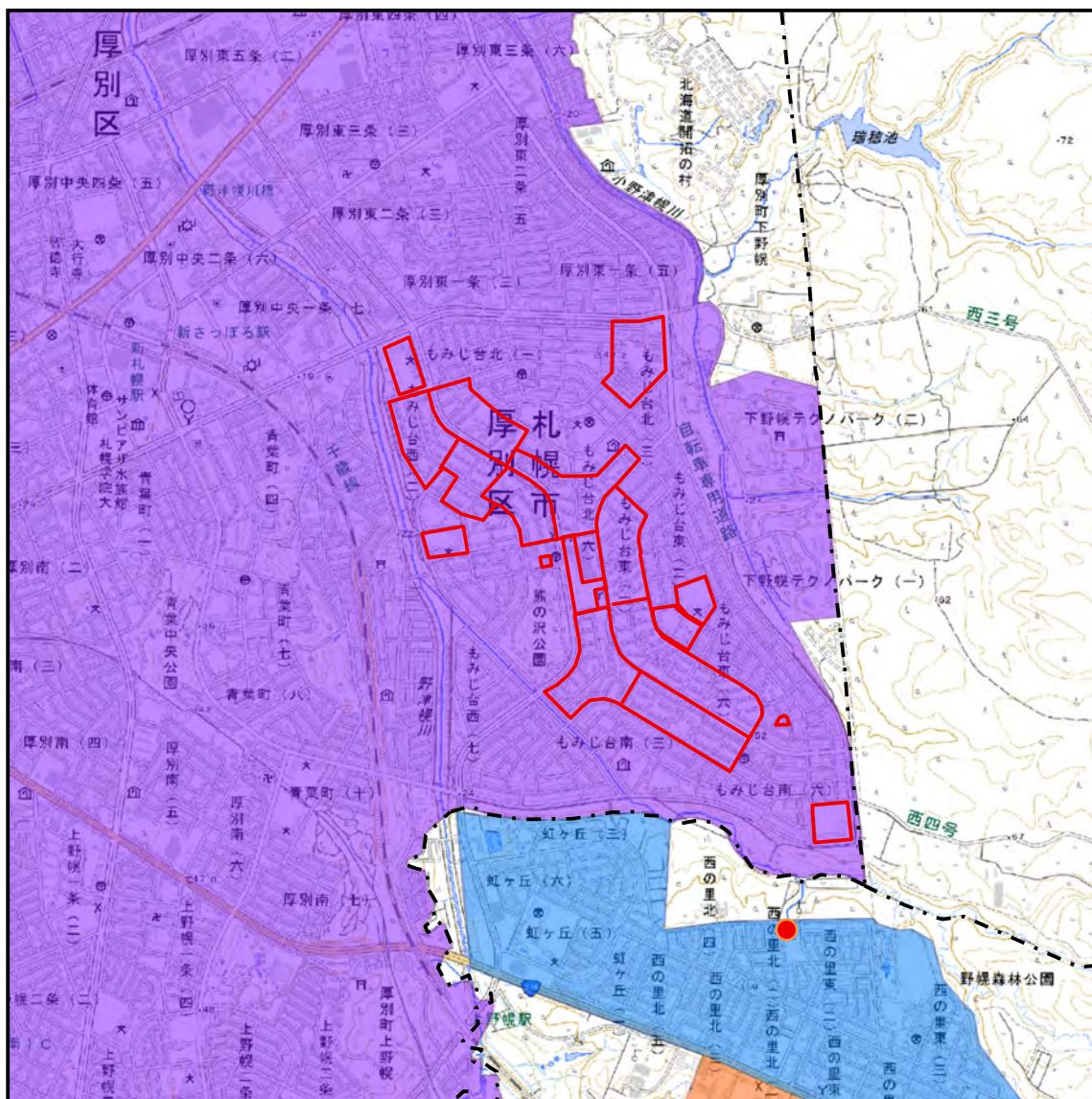
表 3.3.1-20 令和4年度 下水道の整備状況及び処理人口¹⁾²⁾³⁾⁴⁾

対象区	管渠延長 (km)	総人口 (A) (人)	処理区域		
			面積 (ha)	人口 (B) (人)	普及率 (B)/(A) (%)
札幌市全体	8,316.2	1,957,345	24,818	1,953,430	99.8
厚別区	-	124,523	2,438	124,523	100.0
北広島市全体	566.3	57,166	1,754.4	55,707	97.4
西の里地区	-	6,563	11.3	6,563	100.0

※1 札幌市及び厚別区の総人口(A)は、令和5年3月1日の人口である。

※2 北広島市及び西の里の総人口(A)は、令和5年3月31日の人口である。

- 1) 札幌市「住民基本台帳人口 令和5年3月」
- 2) 北広島市「市の人口 4.地区別人口・世帯数 令和4年度」(令和5年3月31日末現在)
- 3) 札幌市「下水道の現況」(令和8年1月23日現在)
- 4) 北広島市「下水道 公共下水道普及状況」(令和7年7月1日現在)




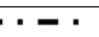


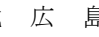

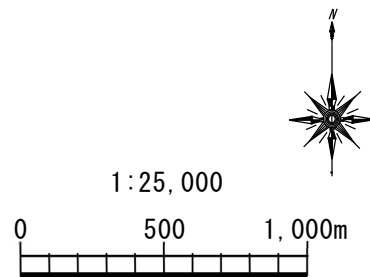
凡 例	
	事業実施想定区域
	市 町 村 界
札幌市下水道処理区域	
	厚 別 処 理 区
北 広 島 市 下 水 道 供 用 区 域	
	西 の 里 地 区
	西 の 里 南 地 区
	西 の 里 ポ ン プ 場

図 3.3.1-13

下水道の整備状況

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図（令和2年11月17日発行）を使用したものである。



- 1) 札幌市下水道河川局事業推進部「令和6年度 札幌市下水道維持管理年報」（閲覧日：令和8年1月26日）
- 2) 北広島市「令和2年度 第1回 上下水道事業経営審議会資料 北広島市下水道事業の概要」

3.3.2 環境関係法律等に係る項目

(1) 環境基本法に基づく環境基準及び類型指定状況

① 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、人が通常生活する地域において、表 3.3.2-1 に示す項目及び基準(維持されることが望ましい目標値)が設定されている。

ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、基準は適用しない。

表 3.3.2-1 大気の汚染に係る環境基準 ¹⁾²⁾³⁾⁴⁾⁵⁾⁶⁾⁷⁾

項目	環境基準	環境基準達成状況の判断	
	環境上の条件	短期的評価	長期的評価
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
微小粒子状物質	長期基準：1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。 短期基準：1日平均値の98%値が35μg/m ³ 以下であること。		
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	—	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	—	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	—	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	—	
備考)1	環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。		
2	浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。		
3	微小粒子状物質の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器による方法により測定した場合における測定値によるものとする。		
4	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。		
5	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。		
6	微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され、または早期達成に努めるものとする。		

- 1) 昭和48年5月8日 環境庁告示第25号(二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)
- 2) 昭和48年5月16日 環境庁告示第35号(二酸化いおう)
- 3) 昭和53年7月11日 環境庁告示第38号(二酸化窒素)
- 4) 平成9年2月4日 環境庁告示第4号(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)
- 5) 平成13年4月20日 環境省告示第30号(ジクロロメタン)
- 6) 平成21年9月9日 環境省告示第33号(微小粒子状物質)
- 7) 平成30年11月19日 環境省告示第100号(トリクロロエチレン)

② 騒音

騒音に係る環境基準については、道路に面する地域及びそれ以外の地域において類型及び区分に応じた基準値を設定している。

道路に面する地域以外の地域の基準を表 3.3.2-2 に示す。

また、道路に面する地域の基準を表 3.3.2-3 に、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準を表 3.3.2-4 に示す。

本市ではこれらの環境基準を適用すべき地域類型の指定を行っており、影響想定地域の騒音に係る類型指定状況を図 3.3.2-1 に示す。

表 3.3.2-2 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)¹⁾²⁾

地域の類型	基準値(デシベル)	
	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
A	55 以下	45 以下
B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下
備考)A: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 B: 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 C: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

表 3.3.2-3 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)¹⁾²⁾

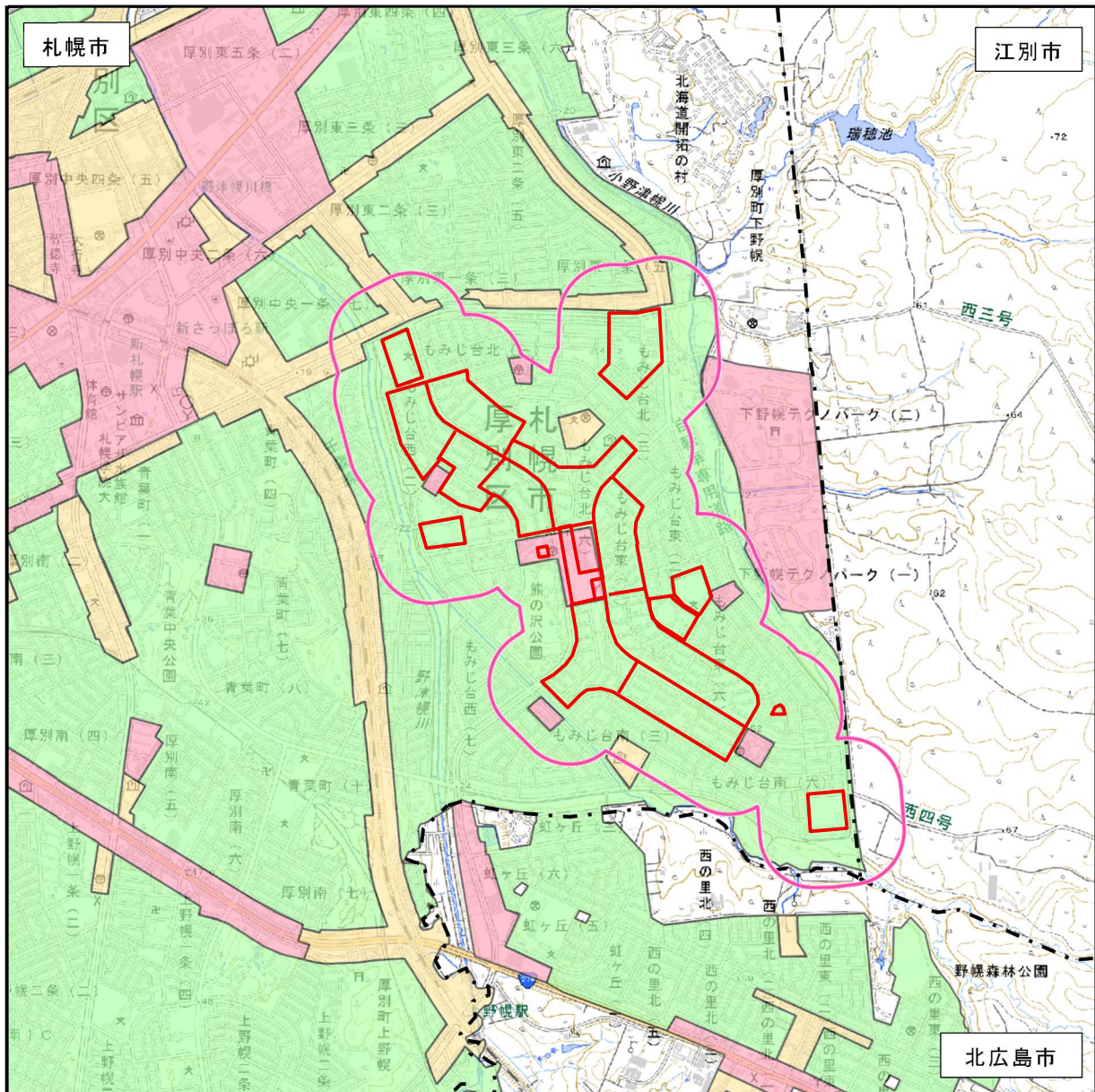
地域の区分	基準値(デシベル)	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
備考) 1 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 2 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。		

表 3.3.2-4 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)¹⁾²⁾

基準値(デシベル)	
昼間(午前6時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)
70 以下	65 以下
備考) 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 ・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 メートル ・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 メートル 2 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下)によることができる。	

1) 平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号
2) 平成 24 年 3 月 30 日 環境省告示第 54 号

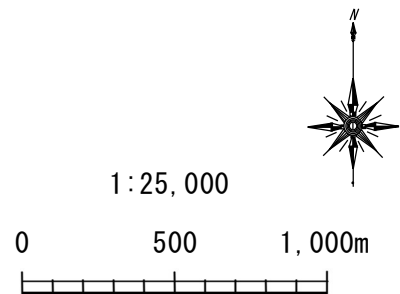
第3章 事業実施想定区域及びその他第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（影響想定地域）の概況



凡 例	
	事業実施想定区域
	市 町 村 界
	影響想定地域（最大 200m）
地 域 の 類 型	
	A 類 型
	B 類 型
	C 類 型

図 3.3.2-1 騒音に係る環境基準の類型指定

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図 (令和 2 年 11 月 17 日発行) を使用したものである。



- 1) 北海道環境生活部環境保全局「騒音・振動・悪臭規制地域マップ」(2026年1月9日現在)
- 2) 平成7年8月21日 札幌市告示659号 騒音規制法の地域指定の告示

③ 水質

水質汚濁に係る環境基準について、人の健康の保護に関する基準を表 3.3.2-5 に、生活環境の保全に関する基準を表 3.3.2-6 に示す。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に適用され、生活環境の保全に関する環境基準は、利水目的に応じて知事が指定する水域類型ごとに適用される。水生生物の保全に関する環境基準を、表 3.3.2-7 に示す。

札幌市内の河川において、令和 7 年 12 月 25 日現在、水生生物保全に係る環境基準の類型指定地点はない。

影響想定地域における水域類型の指定状況を、表 3.3.2-8 及び図 3.3.2-2 に示す。河川の環境基準類型について、厚別川上流域（厚別鉄北橋より上流）が A 類型に指定されている。また、厚別川下流域（厚別鉄北橋より下流）、野津幌川上下流域は B 類型に指定されている。

表 3.3.2-5 人の健康の保護に関する環境基準 ¹⁾²⁾³⁾⁴⁾⁵⁾⁶⁾

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

- 1) 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号
 2) 平成 11 年 2 月 22 日 環境庁告示第 14 号(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)
 3) 平成 21 年 11 月 30 日 環境省告示第 78 号(1,1-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)
 4) 平成 23 年 10 月 27 日 環境省告示第 94 号(カドミウム)
 5) 平成 26 年 11 月 17 日 環境省告示第 126 号(トリクロロエチレン)
 6) 令和 3 年 10 月 7 日 環境省告示第 62 号(六価クロム)

表 3.3.2-6 生活環境の保全に関する環境基準(河川)¹⁾²⁾³⁾

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2 mg/L 以上	—
備考)	<p>1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。</p> <p>3 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道 2 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道 3 級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 水産 1 級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の 水産生物用 水産 2 級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級のの水産生物用 水産 3 級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 工業用水 1 級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水 2 級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水 3 級: 特殊の浄水操作を行うもの 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度</p>					

1) 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

2) 平成 20 年 4 月 1 日 環境省告示第 40 号

3) 令和 3 年 1 月 7 日 環境省告示第 62 号 大腸菌群数削除, 大腸菌数が追加(令和 4 年 4 月 1 日施行)

表 3.3.2-7 水生生物の保全に関する環境基準¹⁾²⁾³⁾⁴⁾

項目	類型 水生生物の生息 状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
備考) 1 基準値は年間平均値とする。 2 市内において、水生生物保全環境基準に係る水域類型の指定はされていない。				

- 1) 平成 15 年 11 月 5 日 環境省告示第 123 号(全亜鉛)
 2) 平成 21 年 11 月 30 日 環境省告示第 78 号
 3) 平成 24 年 8 月 22 日 環境省告示第 127 号(ノニルフェノール)
 4) 平成 25 年 3 月 27 日 環境省告示第 30 号(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

表 3.3.2-8 河川の環境基準類型指定状況⁵⁾⁶⁾

水域		類型指定	達成期間	指定年月日	
石狩川水系	厚別川	厚別鉄北橋から上流	A	イ	2000/3/31
		厚別鉄北橋から下流	B	ハ	1974/5/14
	野津幌川	函館本線鉄橋から上流	B	ロ	1974/5/14
		函館本線鉄橋から下流	B	ハ	1974/5/14

※1 達成期間「イ」は類型指定後直ちに達成すること。

- 5) 札幌市「水質汚濁に係る環境基準-札幌市内河川の水域類型状況」(令和 7 年 12 月 18 日現在)
 6) 北海道「水質関連データ集 河川類型指定状況」(平成 27 年 3 月 27 日現在)

④ 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準を、表 3.3.2-9 に示す。なお、次の土壌については、環境基準を適用しない。

1. 汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所
2. 原材料の堆積場
3. 廃棄物の埋立地その他の土壌環境基準項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌

表 3.3.2-9 土壌の汚染に係る環境基準¹⁾²⁾³⁾⁴⁾⁵⁾⁶⁾

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考)1	環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成しこれを用いて測定を行うものとする。
2	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3	「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4	有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
5	1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

1) 平成3年8月23日 環境庁告示第46号

2) 平成22年6月16日 環境省告示第37号(カドミウム)

3) 平成26年3月20日 環境省告示第44号(1,1-ジクロロエチレン)

4) 平成28年3月29日 環境省告示第30号(クロロエチレン、1,4-ジオキサン)

5) 平成30年9月18日 環境省告示第77号(1,2-ジクロロエチレン)

6) 令和2年4月2日 環境省告示第44号(カドミウム、トリクロロエチレン)

⑤ 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準を、表 3-3-2-10 に示す。

地下水の環境基準は、すべての地下水に適用される。

表 3.3.2-10 地下水の水質汚濁に係る環境基準 ¹⁾²⁾³⁾⁴⁾⁵⁾⁶⁾⁷⁾⁸⁾

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

1) 昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

2) 平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号(地下水)

3) 平成 11 年 2 月 22 日 環境庁告示第 14 号(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)

4) 平成 21 年 11 月 30 日 環境省告示第 79 号(塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)

5) 平成 23 年 10 月 27 日 環境省告示第 95 号(カドミウム)

6) 平成 26 年 11 月 17 日 環境省告示第 127 号(トリクロロエチレン)

7) 平成 28 年 3 月 29 日 環境省告示第 31 号(クロロエチレン)

8) 令和 3 年 10 月 7 日 環境省告示第 63 号(六価クロム)

(2) 公害の防止に関する法令に基づく地域区域の指定状況及び規制基準

① 騒音規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

特定工場等で発生する騒音の規制基準を表 3.3.2-11 に、また特定建設作業によって発生する騒音の規制基準を表 3.3.2-12 に示す。

この他、自動車騒音に係る要請限度は、騒音規制法に基づき表 3.3.2-13 及び表 3.3.2-14 のとおり設定している。

札幌市では、規制基準及び要請限度を適用すべき地域を指定しており、影響想定地域における騒音規制区域を図 3.3.2-3 に示す。

事業実施想定区域は第1種区域、第2種区域及び第3種区域に位置する。

表 3.3.2-11 特定工場等において発生する騒音の規制基準¹⁾

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	8時から19時まで	6時から8時まで 7時から22時まで	22時から翌午前6時まで
第1種区域	45以下	40以下	40以下
第2種区域	55以下	45以下	40以下
第3種区域	65以下	55以下	50以下
第4種区域	70以下	65以下	60以下
備考) 第1種区域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第2種区域: 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 第3種区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 第4種区域: 工業地域			

1) 平成7年8月21日 札幌市告示第659号、660号

表 3.3.2-12 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準²⁾³⁾⁴⁾

区域の区分	規制基準 (dB)	作業ができる時間	1日の 作業時間	同一場所 における作業時間	日曜・休日 の作業
1号区域	85 以下	午前7時～19時	10時間を 超えないこと	連続して6日を 超えないこと	行わないこと
2号区域		午前6時～22時	14時間を 超えないこと		
備考)1 1号区域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 (学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館および特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域は、1号区域として定められている。) 2号区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2 工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外					

2) 昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号

3) 平成7年8月21日 札幌市告示第659号、661号

4) 平成18年11月27日 札幌市告示第1869号

表 3.3.2-13 自動車騒音に係る要請限度¹⁾²⁾

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		6時から22時まで	22時から翌6時まで
a 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
c 区域	車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
備考) 1 a 区域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 b 区域: 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 c 区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2 車線とは、1縦列の自動車(二輪のものを除く)が安全かつ円滑に走行するため 必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。			

1) 平成12年3月2日 総理府令第15号

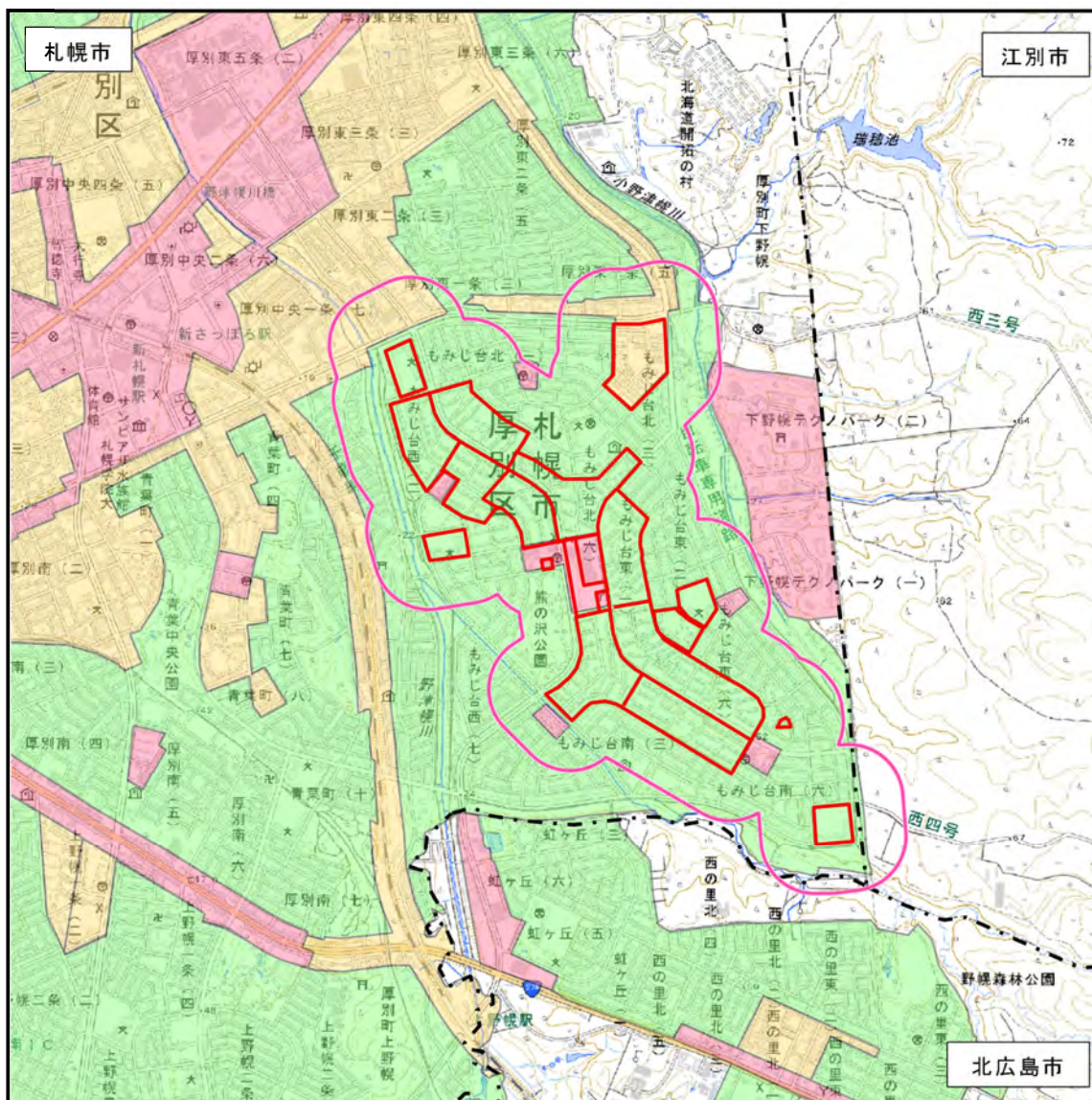
2) 平成12年3月28日 札幌市告示第286号

表 3.3.2-14 自動車騒音に係る要請限度(幹線交通を担う道路に近接する区域)¹⁾²⁾

基準値 (dB)	
昼 間 6時から22時まで	夜 間 22時から翌6時まで
75	70
備考) 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 2 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路: 15メートル 3 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路: 20メートル	

1) 平成12年3月2日 総理府令第15号

2) 平成12年3月28日 札幌市告示第286号

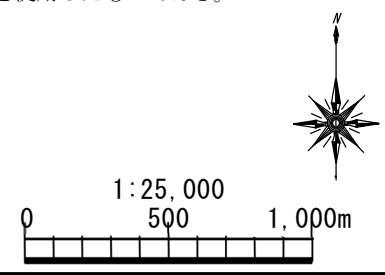


凡 例	
	事業実施想定区域
	市 町 村 界
	影響想定地域（最大 200m）
騒音規制区域の区分	
	第 1 種 区 域
	第 2 種 区 域
	第 3 種 区 域
	第 4 種 区 域
	工業専用地域（規制値なし）

図 3.3.2-3

騒音規制法に基づく規制区域

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版)の地形図(令和 2 年 11 月 17 日発行)を使用したものである。



- 1) 北海道環境生活部環境保全局「騒音・振動・悪臭規制地域マップ」(2026年1月9日現在)
- 2) 札幌市「騒音規制法の地域指定の告示」(平成7年8月21日)
- 3) 北広島市「騒音・振動に関する届出・規制基準・規制地域」(平成7年8月21日)
- 4) 江別市「騒音・振動規制地域区域区分図」平成29年2月

② 振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

特定工場等で発生する振動の規制基準を表 3.3.2-15 に、特定建設作業によって発生する振動の規制基準を表 3.3.2-16 に示す。

また、道路交通振動に係る要請限度は、振動規制法に基づき、表 3.3.2-17 のとおり設定されている。

札幌市では規制基準及び要請限度を適用すべき地域の指定を行っており、影響想定地域の振動規制法に基づく規制区域を図 3.3.2-4 に示す。

表 3.3.2-15 特定工場等において発生する振動の規制基準¹⁾

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	8時から19時まで	19時から翌8時まで
第1種区域	60 dB	55 dB
第2種区域	65 dB	60 dB

備考) 1 第1種区域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第2種区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
2 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館
特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートル内においては、それぞれの規制値から5dBを減じた値が適用される。

1) 平成 7 年 8 月 21 日 札幌市告示第 663 号、第 664 号

表 3.3.2-16 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準²⁾³⁾⁴⁾⁵⁾

区域の区分	規制基準 (dB)	作業ができる時間帯	1日の作業時間	同一場所における作業時間	日曜・休日の作業
1号区域	75以下	7時~19時	10時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	行わないこと
2号区域		6時~22時	14時間を超えないこと		

備考) 1 1号区域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
(学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館および特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域は、1号区域として定められている。)
2号区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
2 工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外

2) 昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号

3) 平成 7 年 8 月 21 日 札幌市告示第 663 号、第 665 号

4) 平成 18 年 11 月 27 日 札幌市告示第 1869 号

5) 平成 27 年 札幌市告示第 756 号

表 3.3.2-17 道路交通振動に係る要請限度¹⁾²⁾

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	8時から19時まで	19時から翌午前8時まで
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB
備考) 第1種区域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 第2種区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

1) 昭和51年11月10日 総理府令第58号

2) 平成7年8月21日 札幌市告示第663号、第666号

③ 水質汚濁防止法に基づく排出基準及び指定水域又は指定地域

水質汚濁防止法では、公共用水域に排水を排出する施設を設置している工場等に対して規制を行っており、排出水中の有害物質や生活環境項目について許容限度を設定している。

総理府令で定める一律排水基準を表 3.3.2-18 及び表 3.3.2-19 に示す。

表 3.3.2-18 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準(有害物質)¹⁾²⁾³⁾⁴⁾

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつき 1 ミリグラム
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1 リットルにつき 1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
砒素及びその化合物	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ほう素及びその化合物	1 リットルにつき 10 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 8 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
1,4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム
備考)	1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 3 ほう素及びその化合物とふっ素及びその化合物については、海域以外の公共用水域に排出される場合に適用される排水基準値を掲載。 4 六価クロム化合物に係る排水基準について、電気めっき業に属する特定事業場からの排水には、暫定排水基準として従前の基準(0.5 mg/L)を改正後も3年間適用する。

- 1) 昭和46年6月21日 総理府令第35号
 2) 平成24年5月23日 環境省令第15号
 3) 平成26年11月4日 環境省令第30号
 4) 令和6年1月25日 環境省令第4号

表 3.3.2-19 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準(生活環境項目)¹⁾²⁾³⁾

項 目		許容限度	日間平均
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外	5.8 以上 8.6 以下	
	海域	5.0 以上 9.0 以下	
生物化学的酸素要求量(単位 1 リットルにつきミリグラム)		160	120
化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		160	120
浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		200	150
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)		5	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)		30	—
フェノール類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		5	—
銅含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		3	—
亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		2	—
溶解性鉄含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		10	—
溶解性マンガン含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)		10	—
クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		2	—
大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)		—	3,000
大腸菌数 (単位 1 ミリリットルにつき CFU)		—	800
窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		120	60
燐含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		16	8
備考) 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 mg を超えるものを含む。以下同じ)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 8 令和 7 年 4 月 1 日より、規制項目を「大腸菌群数」から「大腸菌数」へと改め、新たな排水基準として、大腸菌数の日間平均 800CFU(コロニー形成単位)/mL を適用する。			

1) 昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号

2) 平成 19 年 6 月 1 日 環境省令第 14 号

3) 令和 6 年 1 月 25 日 環境省令第 4 号

また、北海道が条例で定める生活環境項目に係る排水基準(上乘せ排水基準)を表
3.3.2-20に示す。影響想定地域においては石狩川水域の基準が適用される。

表 3.3.2-20 石狩川水域における排水基準(生活環境項目)(1/2)¹⁾

水域	対象業種又は施設(項目)	生物化学的酸素要求量(BOD)		浮遊物質(SS)	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
石狩川 水域	肉製品製造業	80	60	70	50
	乳製品製造業(1,000m ³ /日以上)	80	60	70	50
	紙製造業	-	-	150	110
	パルプ製造業(クラフトパルプ製造施設のみを有するものに限る。)	150	110	120	100
	パルプ製造業(クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く。)	-	-	120	100
	化学肥料製造業	-	-	70	50
	ガス供給業	80	60	70	50
	と畜業(活性汚泥法により排水を処理するものに限る。)	-	-	70	50
	尿尿処理施設(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって尿尿浄化槽以外のもの)	40	30	90	70
	尿尿処理施設(昭和46年9月24日以後に設置されたものであって尿尿浄化槽以外のもの)	40	30	90	70
	尿尿浄化槽(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員(以下「処理対象人員」という。)が501人以上のものに限る。)	120	90	-	-
	尿尿浄化槽(昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	80	60	-	-
	尿尿浄化槽(昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40	30	90	70
	下水道終末処理施設(活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	-	20	-	70
下水道終末処理施設(高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	-	60	-	120	

1) 昭和47年4月3日 北海道条例第27号

表 3.3.2-20 石狩川水域における排水基準(生活環境項目) (2/2)¹⁾

水域	対象業種又は施設(項目)	生物化学的酸素要求量(BOD)		浮遊物質(SS)	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
石狩川 水域 (札幌 市の区 域に限 る。)	小麦粉製造業、清涼飲料製造業、めん類製造業、セメント製品製造業、印刷業、金属製品製造業及び自動車整備業(20m ³ /日以上 50m ³ /日未満)	160	120	200	150
	洗たく業(20m ³ /日以上 50m ³ /日未満)	260	200	200	150
	皮革製造業(20m ³ /日以上 50m ³ /日未満)	2,300	1,800	2,000	1,500

1) 昭和47年4月3日 北海道条例第27号

④ 悪臭防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等

事業実施想定区域及び影響想定地域が存在する札幌市、江別市及び北広島市は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき、都市計画区域全域を悪臭規制区域に指定している。

悪臭防止法では、22種類の特定物質の濃度を測定して規制する方法と、人間の嗅覚を利用する嗅覚測定法(官能試験法)で測定して規制する方法のいずれかを採用することとしている。札幌市は嗅覚測定法(官能試験法)による方法(臭気指数規制)、江別市は特定物質の濃度・流量測定、北広島市は臭気指数と特定物質の濃度測定の両方の方法を採用している。

札幌市及び北広島市の工場等の敷地境界及び気体排出口における規制基準を表3.3.2-21に、札幌市の排水における規制基準を表3.3.2-22に示す。

また、江別市及び北広島市における悪臭防止法に基づく敷地の境界の地表における規制基準を表3.3.2-23に示す。

当該事業実施想定区域の周辺も都市計画法に基づく都市計画区域であり、図3.3.2-5のとおりすべて悪臭の規制地域となっている。

表 3.3.2-21 札幌市・北広島市における

悪臭防止法に基づく悪臭原因の規制基準(気体)¹⁾²⁾³⁾

規制箇所	規制基準(臭気指数)		
	札幌市	北広島市 (A区域)	北広島市 (B区域)
工場等の敷地境界	10	10	14
工場等の気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度または臭気指数	30	34

※1 臭気指数とは臭いのある空気を無臭の空気まで希釈した場合の当該希釈倍数(臭気濃度)を次のように変換したものである。

$$Z=10 \log Y \quad (Y: \text{臭気濃度}, Z: \text{臭気指数})$$

※2 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。

1) 平成10年5月25日 札幌市告示第581号(敷地境界)

2) 平成11年9月9日 札幌市告示第909号(気体排出口)

3) 北広島市 大気汚染・水質汚濁・ダイオキシン類・土壌汚染・悪臭に関する届出などについて悪臭に関する届出・規制地域・規制基準 (2009年2月23日)

表 3.3.2-22 札幌市における悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制基準(排水)⁴⁾

規制対象	規制基準
排水	臭気指数 26

※1 排水の臭気指数は、悪臭防止法第4条第2項第1号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める式により算出する。

$$I_w=L+16$$

I_w : 排水の臭気指数

L : 悪臭防止法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値(臭気指数10)

4) 平成13年3月7日 札幌市告示第230号

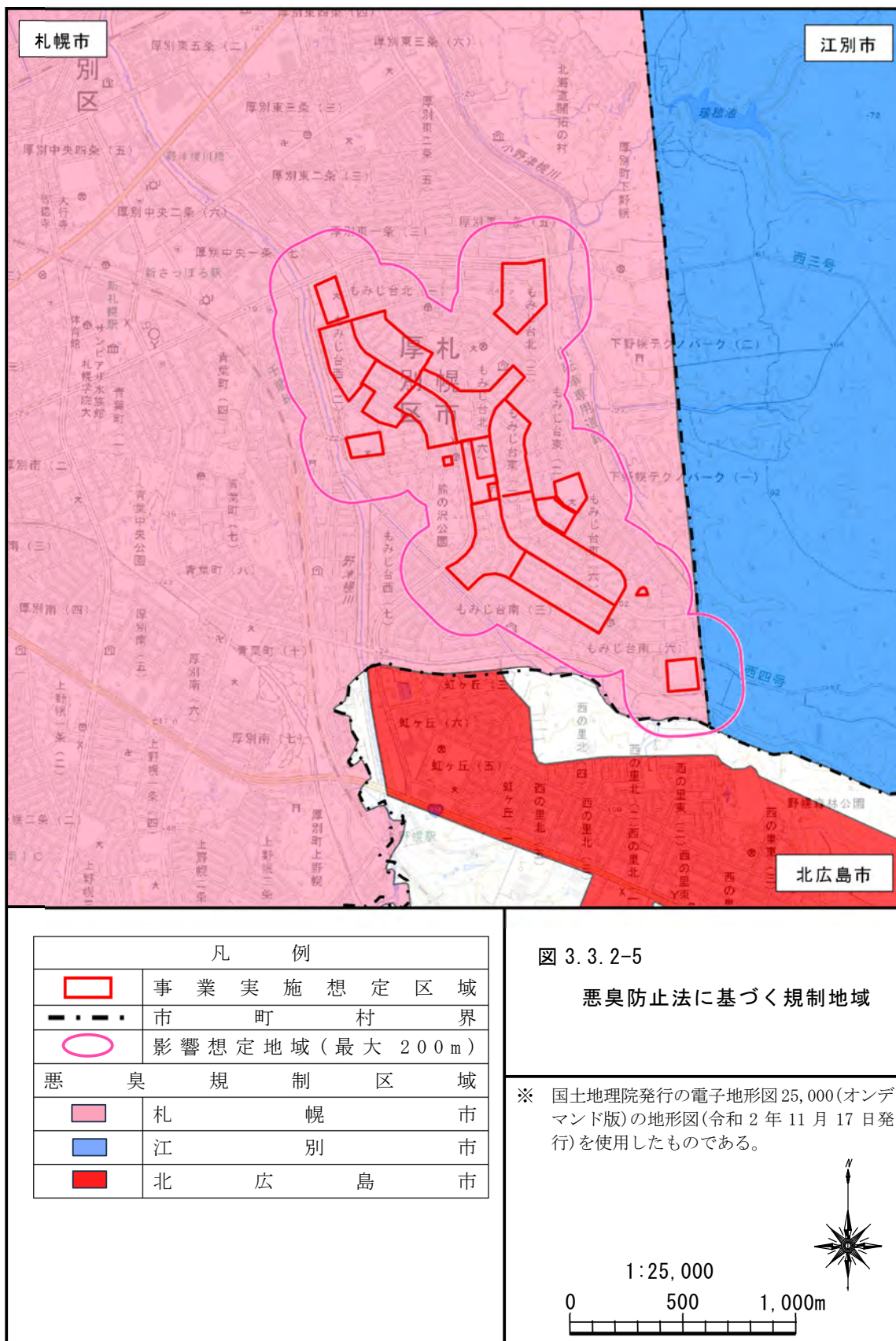
表 3.3.2-23 江別市・北広島市における悪臭防止法に基づく

敷地の境界の地表における規制基準¹⁾²⁾

規制物質名	市(区分の区域)		
	江別市 (A区域)	北広島市 (A区域)	北広島市 (B区域)
1 アンモニア	1	1	2
2 メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
3 硫化水素	0.02	0.02	0.06
4 硫化メチル	0.01	0.01	0.05
5 二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
6 トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
7 アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
8 プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
9 ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
10 イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
11 ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
12 イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
13 イソブタノール	0.9	0.9	4
14 酢酸エチル	3	3	7
15 メチルイソブチルケトン	1	1	3
16 トルエン	10	10	30
17 スチレン	0.4	0.4	0.8
18 キシレン	1	1	2
19 プロピオン酸	0.03	0.03	0.07
20 ノルマル酪酸	0.001	0.001	0.002
21 ノルマル吉草酸	0.0009	0.0009	0.002
22 イソ吉草酸	0.001	0.001	0.004
備考)	<p>1 江別市における、悪臭防止法に基づく煙突その他の気体排出口における規制基準については、3.3.2-23で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により、特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに算出して得た流量とする。</p> <p>2 江別市における、悪臭防止法に基づく排水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における規制基準 3.3.2-23 で定める規制基準を基礎として、環境省令第4条に規定する方法により算出したメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの種類ごとの排水中の濃度の値。ただし、メチルメルカプタンは、環境省令第4条の規定により算出した排水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合は、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。</p> <p>3 北広島市における、悪臭防止法に基づく煙突その他の気体排出口における規制基準は、特定悪臭物質の流量又は濃度の測定による規制基準を適応する。</p> <p>4 北広島市における、悪臭防止法に基づく排水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における規制基準は、排水の特定悪臭物質の濃度による規制基準を適用する。</p>		

1) 江別市 平成24年3月30日告示第47号

2) 北広島市 悪臭規制地域区域区分図



- 1) 平成 10 年 5 月 25 日 札幌市告示第 581 号(敷地境界)
- 2) 江別市 平成 24 年 3 月 30 日告示第 47 号
- 3) 北広島市「大気汚染・水質汚濁・ダイオキシン類・土壌汚染・悪臭に関する届出などについて 悪臭に関する届出・規制地域・規制基準」(令和 8 年 1 月 21 日現在)

⑤ 地下水の採取に関する規制

北海道公害防止条例では、工場等に揚水設備(動力を用いて地下水を採取するための設備において規則で定めるものをいう。以下同じ。)を設けて地下水を採取する者は、地下水の採取に伴う地盤の沈下を防止するように努めなければならないと規定している¹⁾。また、地下水の採取により地盤が沈下するおそれがあると認められる地域で知事が指定する区域内において、工場等の揚水設備により地下水を採取する者は、揚水設備の構造等の基準を遵守しなければならないと規定している²⁾。

札幌市生活環境の確保に関する条例では、地盤沈下の防止や地下水の保全を図るため、雨水の有効利用、地下水のかん養や節水、地下水揚水の抑制を規定している³⁾。特に、規則で定める用途(冷房設備、暖房設備、水洗便所及び自動車車庫に設けられた洗車設備の用に供する用途)に地下水を利用する場合、地下水採取基準を遵守しなければならないとし、採取量の算出方法を規定している⁴⁾。

⑥ 建築基準法に基づく、建築物が敷地外に生じさせる日影の規制

札幌市における建物等による日影規制の対象となる用途地域及び制限の内容は、札幌市建築基準法施行条例第5条(日影による中高層の建築物の高さの制限)により、表3.3.2-24及び図3.3.2-6のとおりである。

また、江別市、北広島市における建物等による日影規制の対象となる用途地域及び制限の内容は、建築基準法第56条の2(日影による中高層の建築物の高さの制限)に基づく。

表 3.3.2-24 札幌市の市街化区域における日影規制⁵⁾

影規制の対象となる用途地域	制限を受ける建築物	測定面の高さ(m)	敷地境界線から5m~10mの範囲における日影時間の限度	敷地境界線から10mを超える範囲における日影時間の限度
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4	3時間	2時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	4	4時間	2.5時間

※1 商業地域、工業地域、工業専用地域、日影規制除外区域は日影規制の対象外

1) 昭和46年10月21日 北海道条例第38号

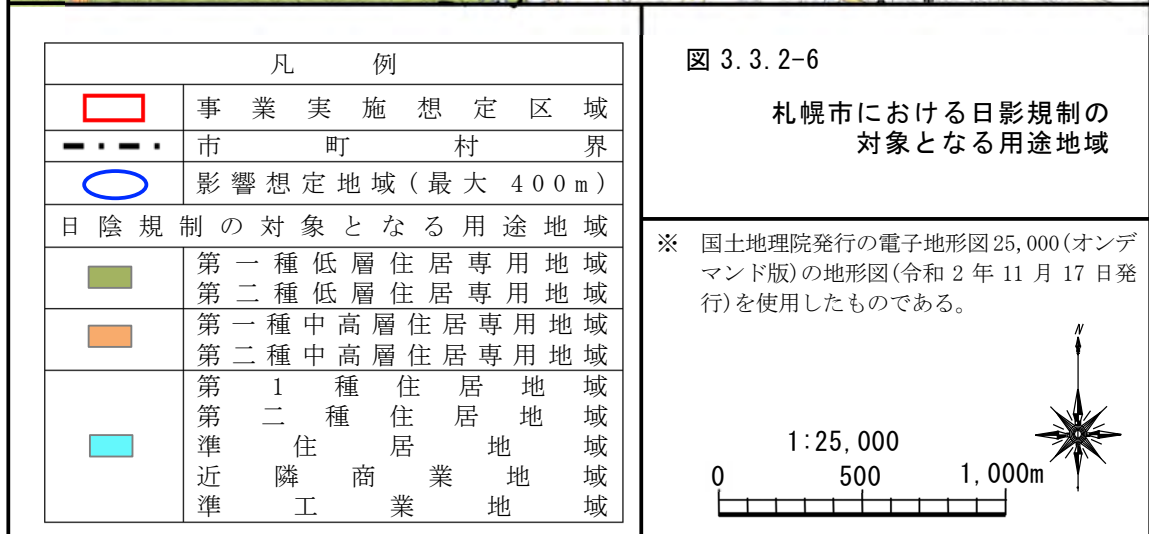
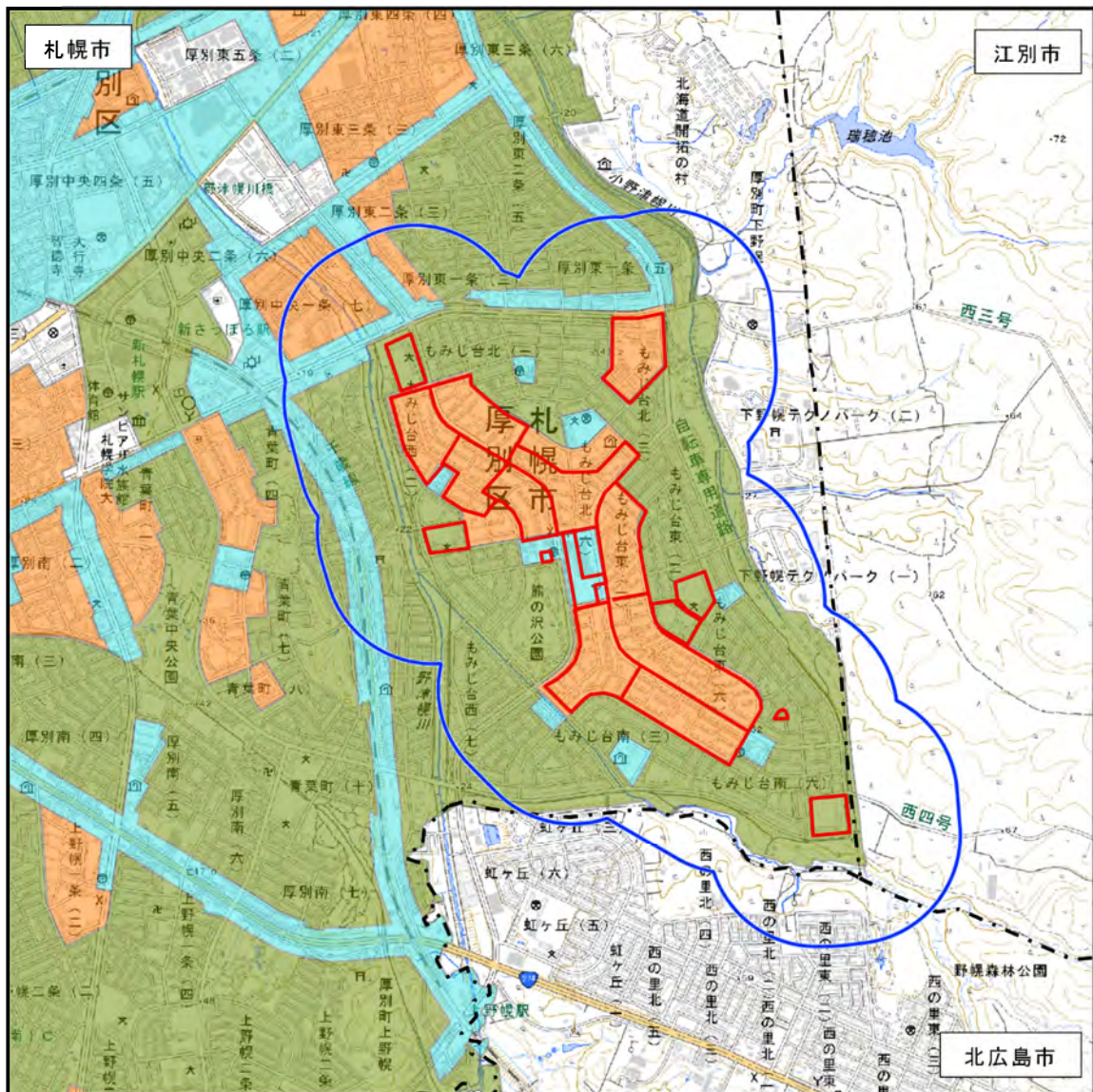
2) 令和6年12月27日 北海道条例第85号

3) 平成14年3月6日 札幌市条例第5号

4) 令和6年12月11日 札幌市条例第109号

5) 札幌市「建築基準法施行条例第5条(日影による中高層の建築物の高さの制限)」

(令和8年1月16日)



- 1) 札幌市「建築基準法施行条例第5条(日影による中高層の建築物の高さの制限)」
(令和8年1月16日)
- 2) 江別市建築指導課「用途地域別規制値一覧表」(令和8年1月16日)
- 3) 昭和25年法律第201号 建築基準法第56条の2 日影による中高層の建築物の高さの制限

(3) 自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

① 自然公園法に基づき指定された国立公園、国定公園

事業実施想定区域及びその周辺には、自然公園法に基づき指定された国立公園及び国定公園はない¹⁾。

② 北海道立自然公園条例に基づき指定された北海道立自然公園の区域

事業実施想定区域及びその周辺における、北海道立自然公園条例に基づき指定された北海道立自然公園の区域を表 3.3.2-25 及び図 3.3.2-7 に示す。

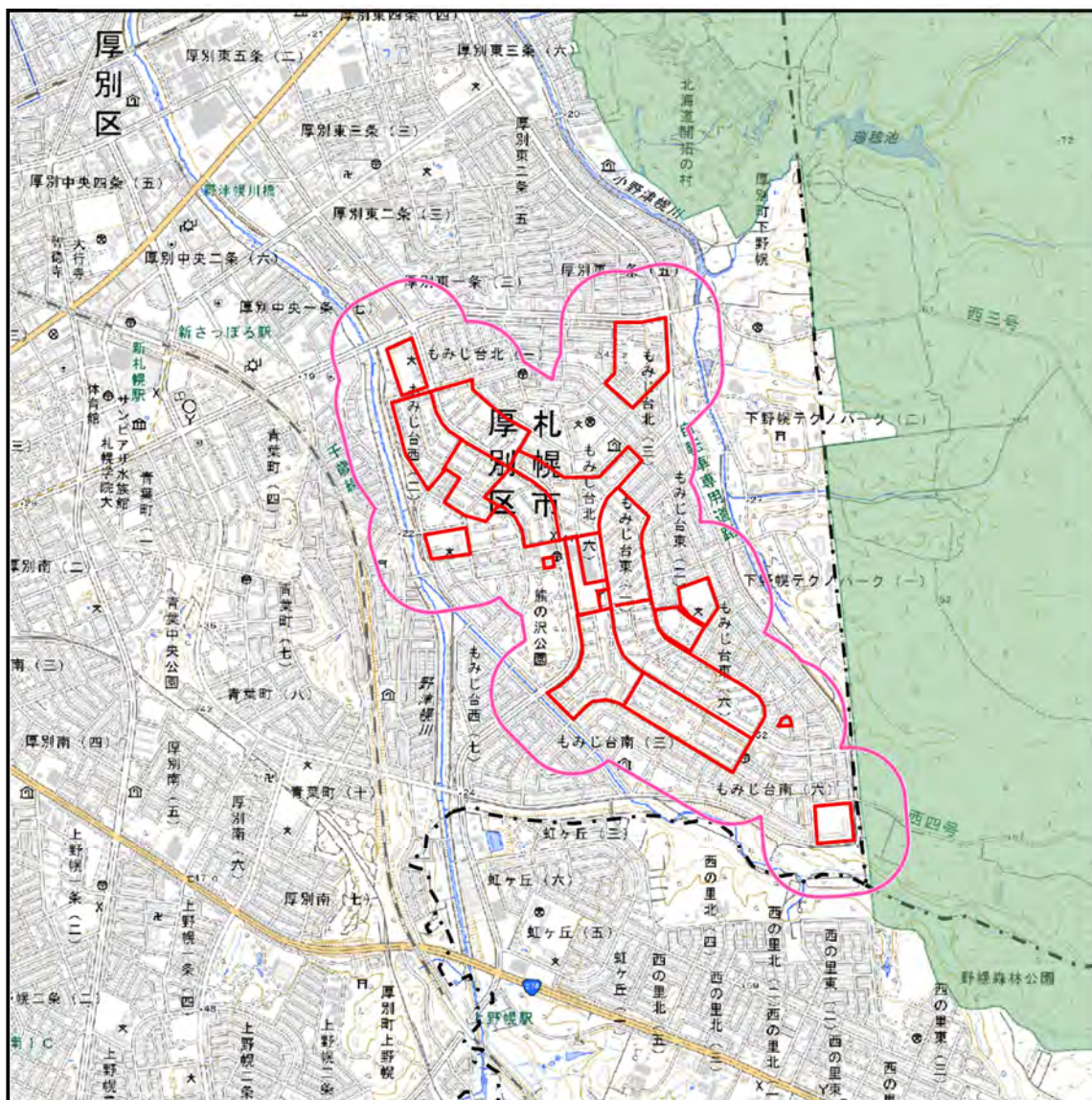
表 3.3.2-25 北海道立自然公園の指定状況²⁾³⁾

市町村	名称	面積 (ha)	指定
札幌市 江別市 北広島市	道立自然公園野幌森林公園	2,053	昭和43年5月15日

1) 北海道環境生活部「環境緑地保護地区等指定一覧表」(令和3年4月2日現在)

2) 北海道環境生活部「北海道環境白書2025 自然公園等の指定状況」(令和6年度末現在)

3) 北海道環境生活部「道立自然公園野幌森林公園」(2026年1月16日現在)







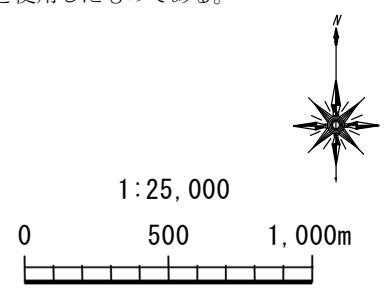
凡 例	
	事業実施想定区域
	市 町 村 界
	影響想定地域（最大 200m）
道 立 自 然 公 園	
	道立自然公園野幌森林公園

図 3.3.2-7
道立自然公園位置図

※ 国土地理院発行の電子地形図25,000(オンデマンド版)の地形図(令和2年11月17日発行)を使用したものである。



1) 北海道環境生活部「北海道環境白書2025 自然公園等の指定状況」(令和6年度末現在)
2) 北海道環境生活部「道立自然公園野幌森林公園」(2026年1月16日現在)

③ 自然環境保全法に基づき指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
事業実施想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全
地域及び自然環境保全地域の指定地域はない¹⁾。

④ 北海道自然環境等保全条例に基づき指定された北海道自然環境保全地域
事業実施想定区域及びその周辺における環境緑地保護地区を表 3.3.2-26 に示す。

表 3.3.2-26 環境緑地保護地区等の指定状況²⁾

市町村	名称	種類	位置	面積 (ha)	特徴	指定年月日
札幌市	下野幌	環境緑地	札幌市厚別 区青葉町	0.71	ミズナラ、コナラ、イ タヤ等の樹林地、野鳥	昭和47年 3月25日
札幌市	小林の森	環境緑地	札幌市厚別 区青葉町	1.08	ハンノキ、タケカンバ 等の樹林地	昭和48年 3月30日
北広島市	西の里	環境緑地	北広島市西 の里86他	15.98	ミズナラ、イタヤ等の 広葉樹天然林	昭和47年 3月25日

⑤ 都市緑地法に基づき指定された特別緑地保全地区の区域
事業実施想定区域及びその周辺における、都市緑地法に基づき指定された特別緑
地保全地区の区域を表 3.3.2-27 及び図 3.3.2-8 に示す。

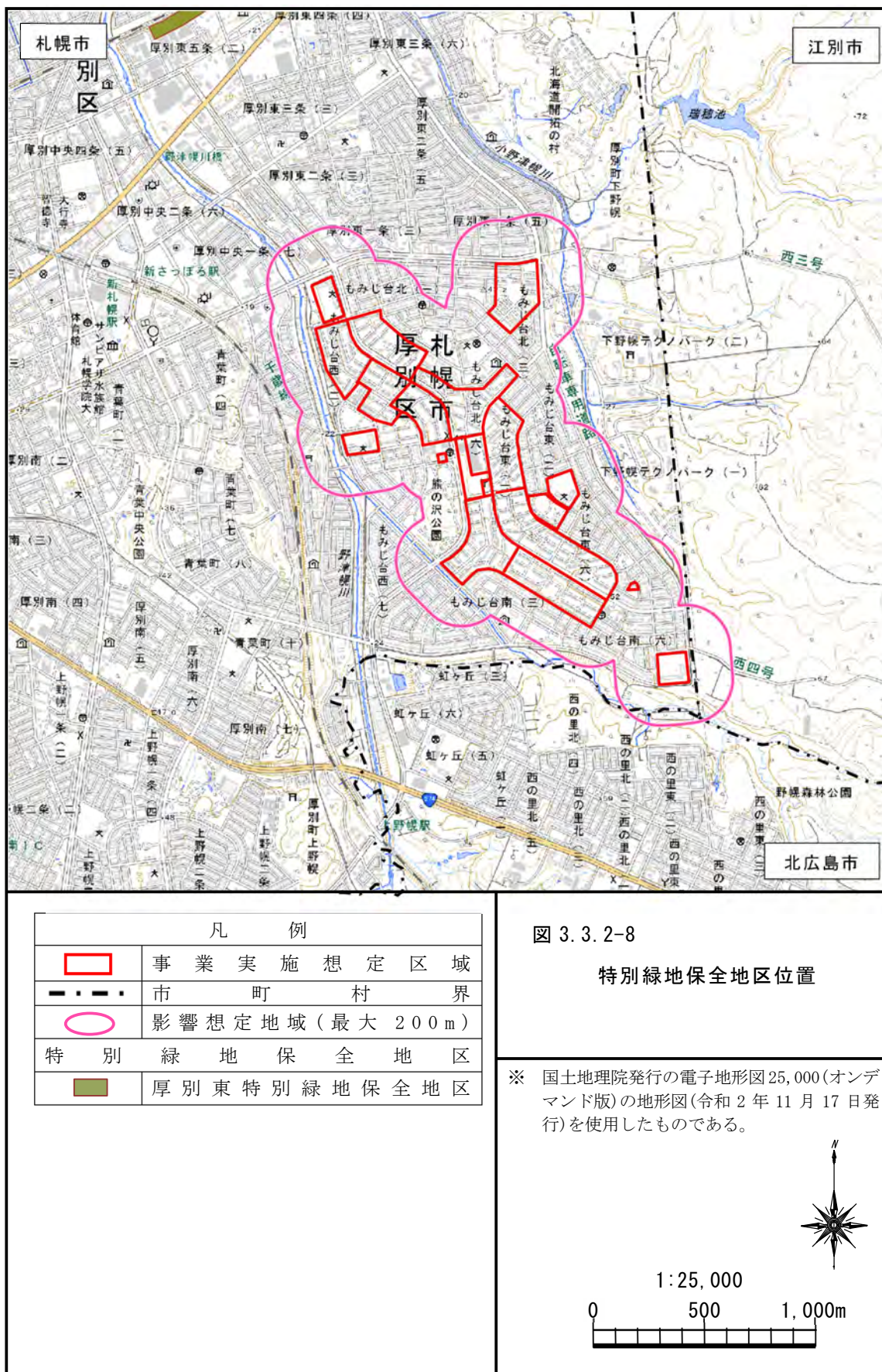
表 3.3.2-27 特別緑地保全地区の指定状況³⁾

市町村	名称	位置	面積(ha)	決定告示
札幌市	厚別東特別緑地保全地区	札幌市厚別区厚別 東5条2丁目	1.6	平成23年6月15日 (市)1323

1) 北海道環境生活部「北海道環境白書2025 自然公園等の指定状況」(令和6年度末現在)

2) 北海道環境生活部「環境緑地保護地区等指定一覧表」(令和3年4月2日現在)

3) 札幌市「札幌圏都市計画特別緑地保全地区」(令和7年3月31日現在)



1) 札幌市「札幌圏都市計画特別緑地保全地区」（令和 7 年 3 月 31 日現在）

⑥ 森林法に基づき指定された保安林の区域

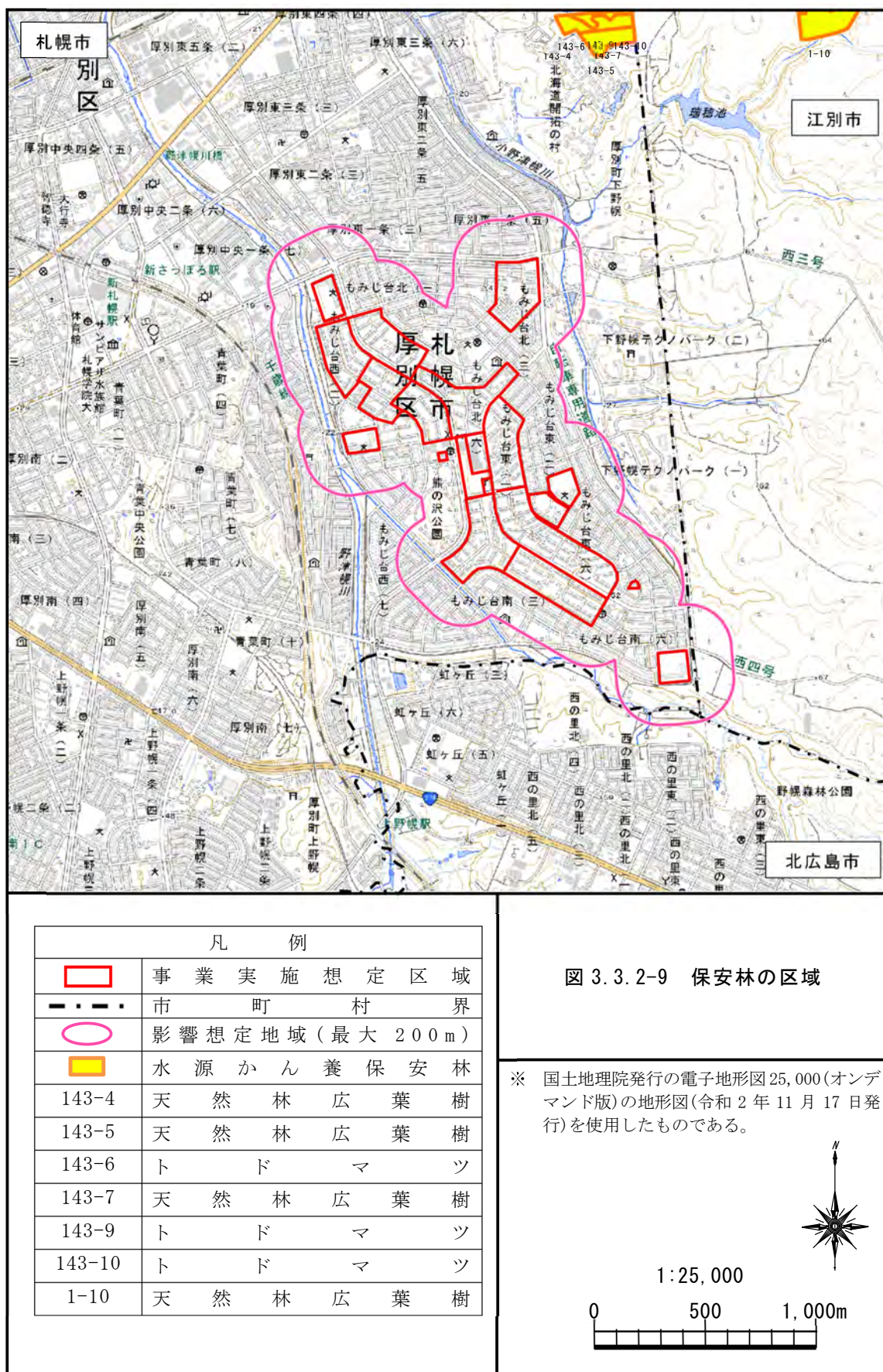
事業実施想定区域及びその周辺における、森林法に基づき指定された保安林の区域を表 3.3.2-28 及び図 3.3.2-9 に示す。

表 3.3.2-28 保安林の指定状況¹⁾

市町村	林班-小班	森林の種類	樹種	面積 (ha)
札幌市	143-4	水源かん養保安林	天然林広葉樹	1.32
札幌市	143-5	水源かん養保安林	天然林広葉樹	1.96
札幌市	143-6	水源かん養保安林	トドマツ	0.44
札幌市	143-7	水源かん養保安林	天然林広葉樹	0.96
札幌市	143-9	水源かん養保安林	トドマツ	0.24
札幌市	143-10	水源かん養保安林	トドマツ	0.08
江別市	1-10	水源かん養保安林	天然林広葉樹	7.28

※1 林班-小班は図 3.3.2-9 に対応する。

1) 北海道「ほっかいどう森まっぷ」(令和8年1月16日現在)



1) 北海道「ほっかいどう森まっぶ」(令和8年1月16日現在)

⑦ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき指定された生息地等保護区の区域

事業実施想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区はない¹⁾。

⑧ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき設定された鳥獣保護区等の区域
【道指定鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域】

事業実施想定区域及びその周辺における、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき設定された鳥獣保護区等の区域を表 3.3.2-29 及び図 3.3.2-10 に示す。

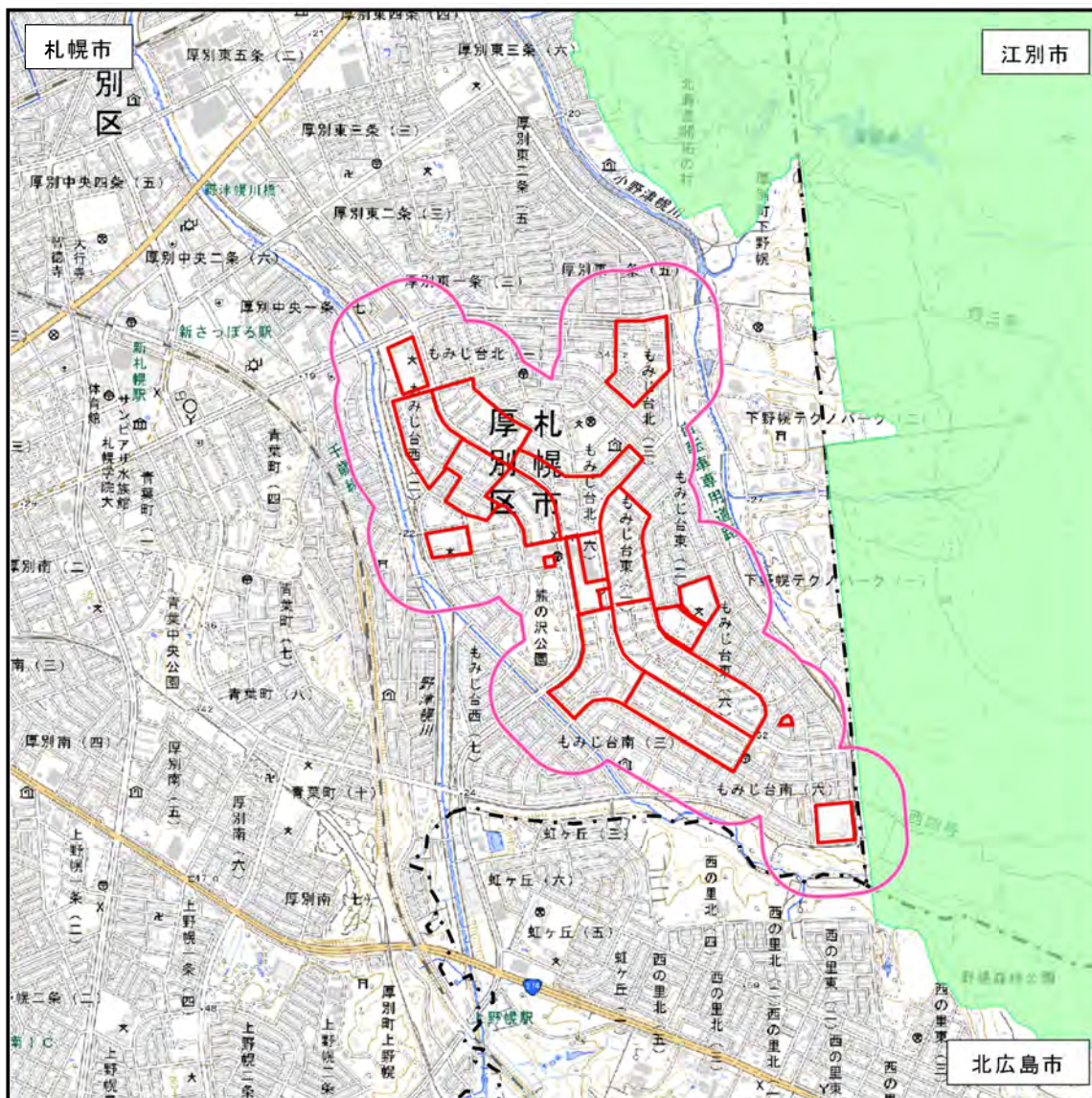
表 3.3.2-29 事業実施想定区域及びその周辺における道指定鳥獣保護区²⁾³⁾

名称	指定	面積 (ha)	指定区分	存続期間
野幌鳥獣保護区	道	2,048	札幌市厚別区、江別市西野幌及び北広島市西の里に所在する北海道立公園野幌森林公園の区域。	令和7年10月1日 ～令和27年9月30日 (令和7年7月4日北海道告示第11192号)

1) 環境省「生物多様性情報システム 日本の自然保護地域 自然保護各種データ一覧」
(2026年1月29日現在)

2) 北海道環境生活部「鳥獣保護区等位置図 別冊編」(令和7年度版)

3) 令和7年7月4日 北海道告示第11192号






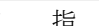
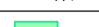
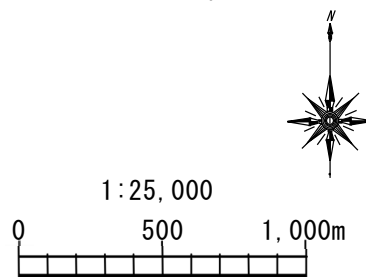
凡 例	
	事業実施想定区域
	市 町 村 界
	影響想定地域(最大 200m)
	道指定鳥獣保護区
	野幌鳥獣保護区

図 3.3.2-10

鳥獣保護区等の区域

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000(オンデマンド版)の地形図(令和2年11月17日発行)を使用したものである。



1) 北海道環境生活部「鳥獣保護区等位置図 地図編 位置図②」(令和7年度版)

⑨ 北海道生物多様性の保全に関する条例に基づき指定された区域等

A 北海道生物多様性の保全に関する条例に基づき指定された生息地等保護区

事業実施想定区域及びその周辺には、北海道生物多様性の保全に関する条例に基づき指定された生息地等保護区はない¹⁾。

B 札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく市民の森、緑化推進地区、保存樹等

札幌市は、「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に基づく「緑保全創出地域」を指定している。事業実施想定区域及びその周辺における緑保全創出地域を表 3.3.2-30 及び図 3.3.2-11 に示す。

また、事業実施想定区域及びその周辺における保存樹を表 3.3.2-31 及び図 3.3.2-11 に示す。

表 3.3.2-30 事業実施想定区域及びその周辺における緑保全創出地域²⁾³⁾

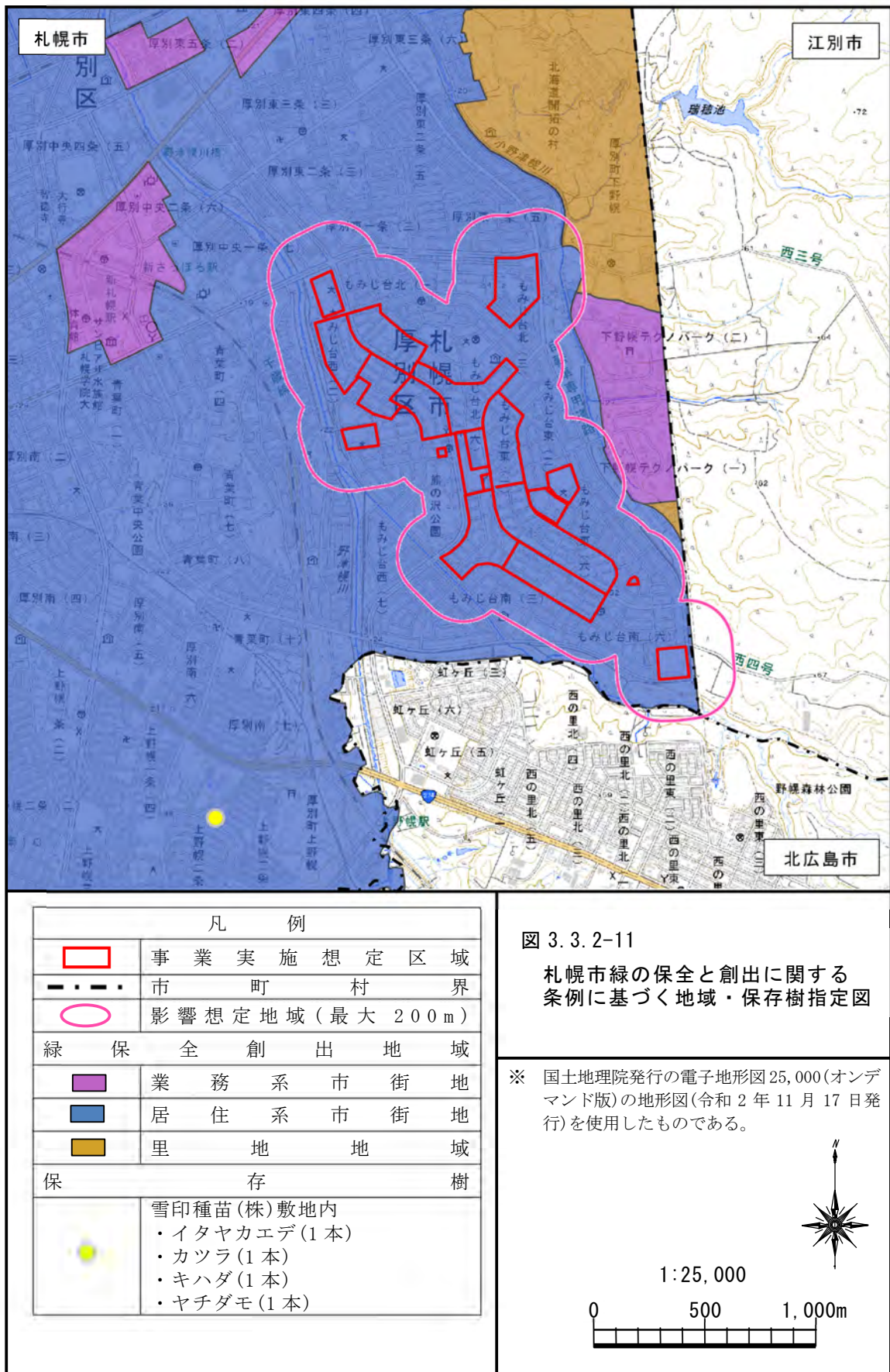
種類	位置づけ
業務系市街地	市街地にあつて、主に業務環境に配慮して緑を保全し、及び創出しながら市街地にふさわしい土地の活用を図る地域とする。
居住系市街地	市街地にあつて、主に居住環境に配慮して緑を保全し、及び創出しながら市街地にふさわしい土地の活用を図る地域とする。
里地地域	市街地の周辺にあつて、緑が比較的豊かであり、緑を保全し、及び創出しながら市街地の周辺にふさわしい土地の活用を図る平地地域とする。

表 3.3.2-31 事業実施想定区域及びその周辺における保存樹指定状況⁴⁾

所在地	樹種	本数	指定年月日
厚別区上野幌1条5丁目 雪印種苗(株)敷地内	イタヤカエデ カツラ キハダ ヤチダモ	4	平成5年7月5日

また、同条例に基づく市民の森、自然歩道、緑化推進地区は、事業実施想定区域及びその周辺には存在しない。

1) 北海道環境生活部「北海道環境白書 2025 自然公園等の指定状況」(令和6年度末現在)
 2) 平成13年3月6日 札幌市条例第6号
 3) 札幌市「札幌市地図情報サービス 緑保全創出地域種別」(令和8年1月19日現在)
 4) 札幌市「公園緑地の統計 保存樹等指定一覧表」(令和8年1月19日現在)



- 1) 札幌市「札幌市地図情報サービス 緑保全創出地域種別」(令和8年1月19日現在)
- 2) 札幌市「公園緑地の統計 保存樹等指定一覧表」(令和8年1月19日現在)

⑩ その他関係法令等に基づく区域等の指定状況

- A 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に記載された自然遺産の区域
事業実施想定区域及びその周辺には、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域は存在しない¹⁾²⁾。
- B 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域
事業実施想定区域及びその周辺には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地等の区域は存在しない³⁾。
- C 北海道自然環境保全指針に基づき選定された地域
事業実施想定区域及びその周辺には、北海道自然環境保全指針に基づく「すぐれた自然地域」は存在しない⁴⁾。
- D 都市環境緑地取得整備事業に基づく都市環境林
事業実施想定区域及びその周辺には、都市環境緑地取得整備事業に基づく都市環境林は存在しない⁵⁾。

1) 北海道「世界自然遺産」(令和8年1月20日)

2) 北海道「世界遺産・北海道遺産」(令和8年1月20日)

3) 環境省「ラムサール条約と条約湿地」(令和8年1月20日現在)

4) 北海道保健環境部「北海道自然環境保全指針」(平成元年7月)

5) 札幌市「都市環境林」(令和8年1月20日現在)

(4) 土地利用の変遷

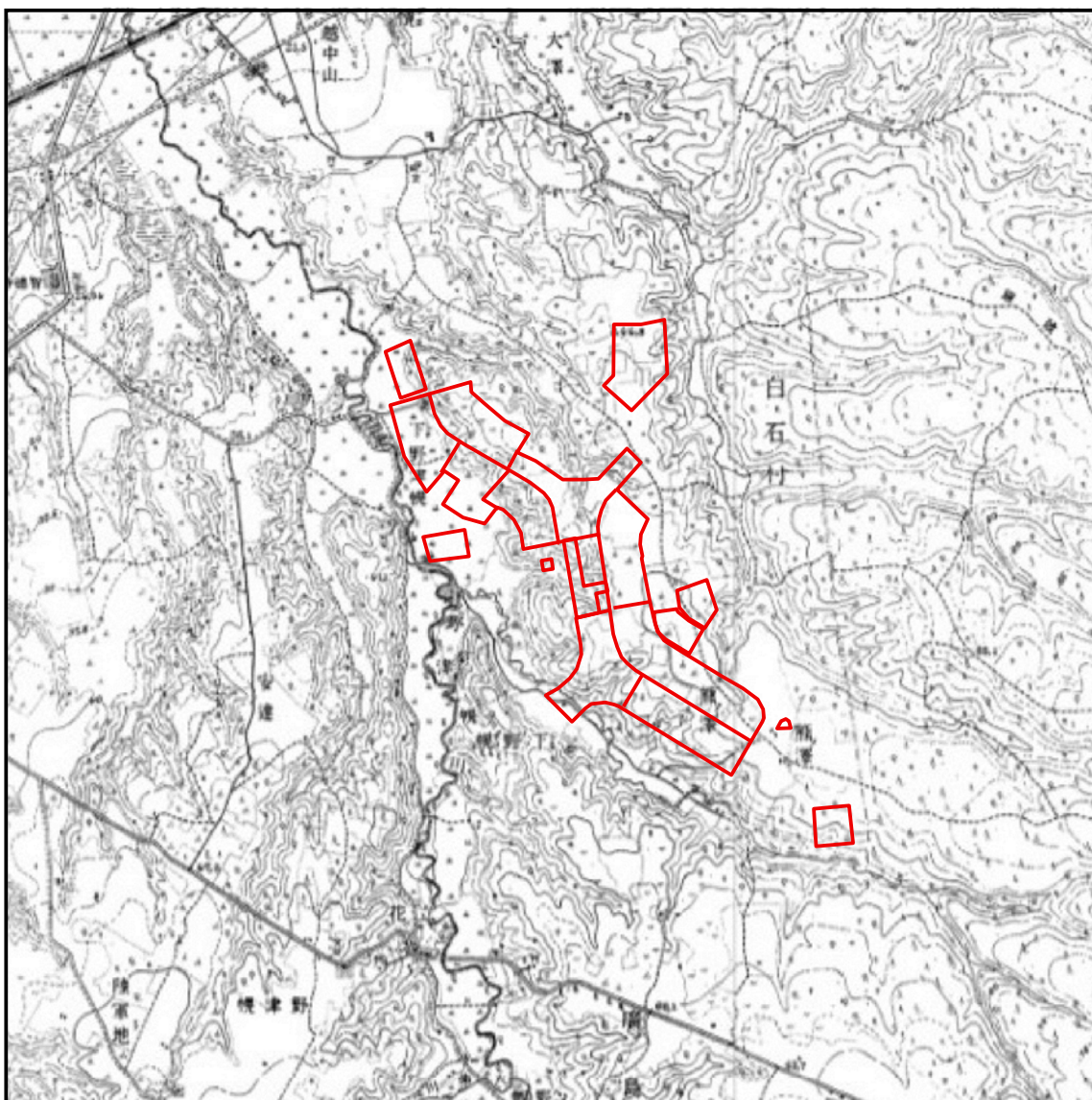
事業実施想定区域及びその周辺の土地利用の変遷については、厚別区「厚別区の現況・歴史」及び北海道開発局「開拓初期-治水事業 2【札幌開発建設部】治水 100年」を参照した。

大正6年、昭和10年、昭和52年(昭和54年)の地形図の変遷を図3.3.2-12、図3.3.2-13及び図3.3.2-14に示す。地図は、埼玉大学公表「今昔マップ on the web」を引用した。

事業実施想定区域の東側には白石村が位置しており、さらに東側には広葉樹林及び針葉樹林が広がっている。また、西側には野津幌川沿いに田が分布している。

昭和50年代には道路が整備されており、住宅地として整備されている。

- ・明治15年に、札幌市・幌内炭鉱(三笠市)間の鉄道が開通したことにより、厚別地区の本格的な開拓が始まった。
- ・明治18年に、現在の青葉町ともみじ台を含めた下野幌地区に石松弥七と小ケロ石太郎が、上野幌地区には小ケロ石松、石井市郎兵衛、大崎三平、太田鉄五郎らがそれぞれ入植した。厚別地区の入植者の多くは本州から直接移住したのではなく、小樽や札幌からの移住者がほとんどであった。最初は原生林や湿地帯、川の氾濫などに悩まされ、再び土地から離れていく人も多く、人々が定着し始めたのは明治35年ごろだった。
- ・大正8年に電灯組合が厚別に設置され、電力の供給が開始した。
- ・昭和30年に当時の琴似町が当時の札幌市と合併後、住宅は急増し都市化が進んだ。厚別区の各地においても団地の造成が進められ、昭和43年から昭和55年にかけて下野幌第3(現もみじ台)団地が造成された。
- ・昭和47年にもみじ台小学校開校、副都心開発基本計画決定した。

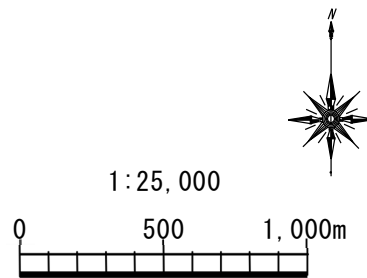


凡 例	
	事業実施想定区域
	荒 野
	畑 地
	広 葉 樹 林
	針 葉 樹 林
	笹 地
	田

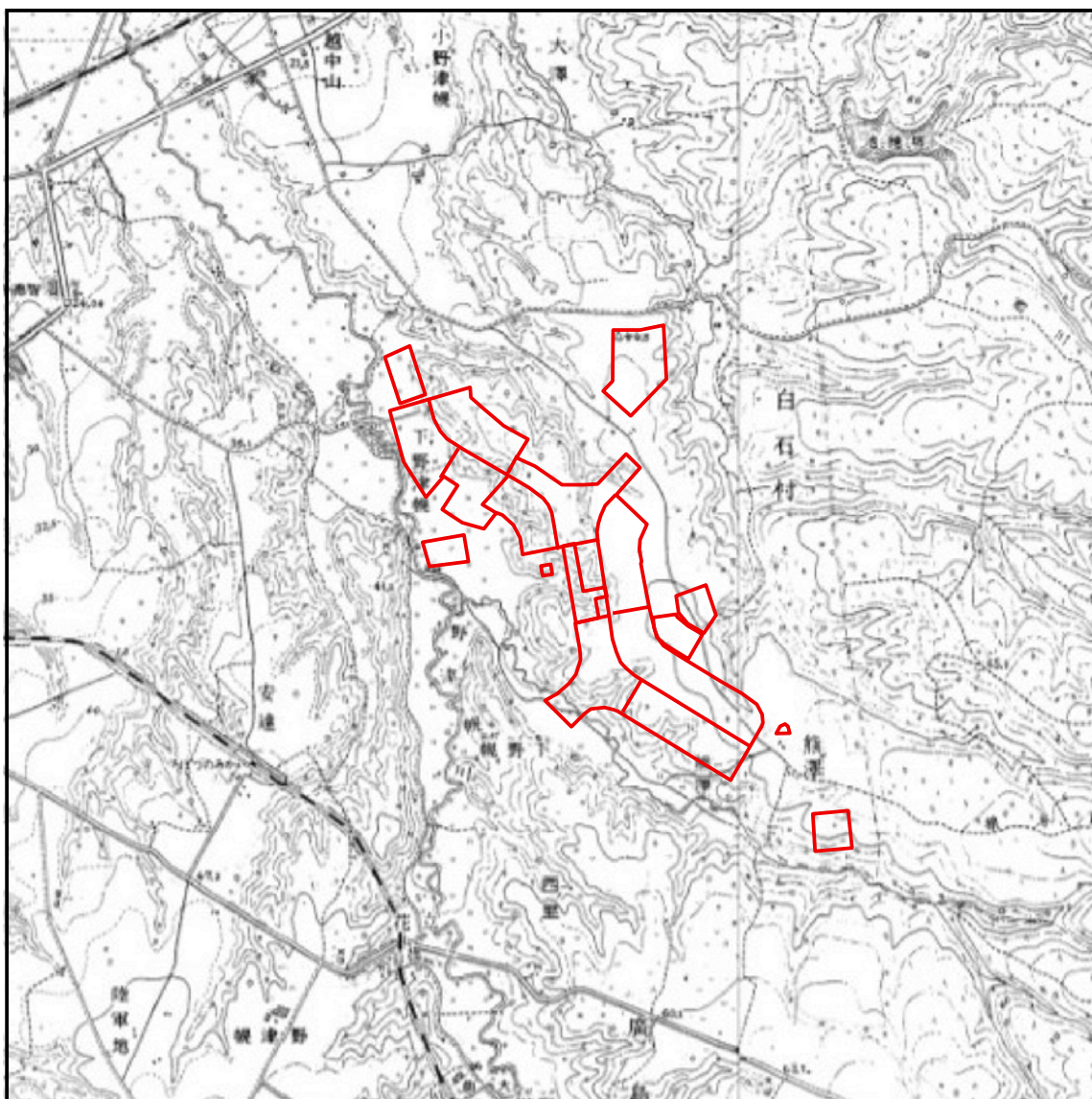
図 3.3.2-12

事業実施想定区域周辺の
土地利用の変遷
(1916年/大正6年)

※ 国土地理院発行の電子地形図25,000(オンデマンド版)の地形図(令和2年11月17日発行)を使用したものである。



1) 時系列地形図閲覧サイト「今昔マップ on the web」埼玉大学教育学部 谷謙二(人文地理学研究室)

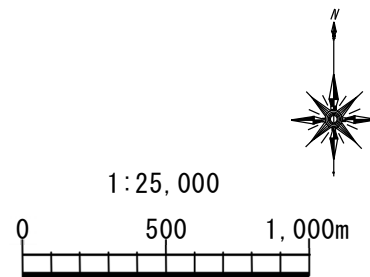


凡 例	
	事業実施想定区域
	荒 野
	畑 地
	広 葉 樹 林
	針 葉 樹 林
	笹 地
	田

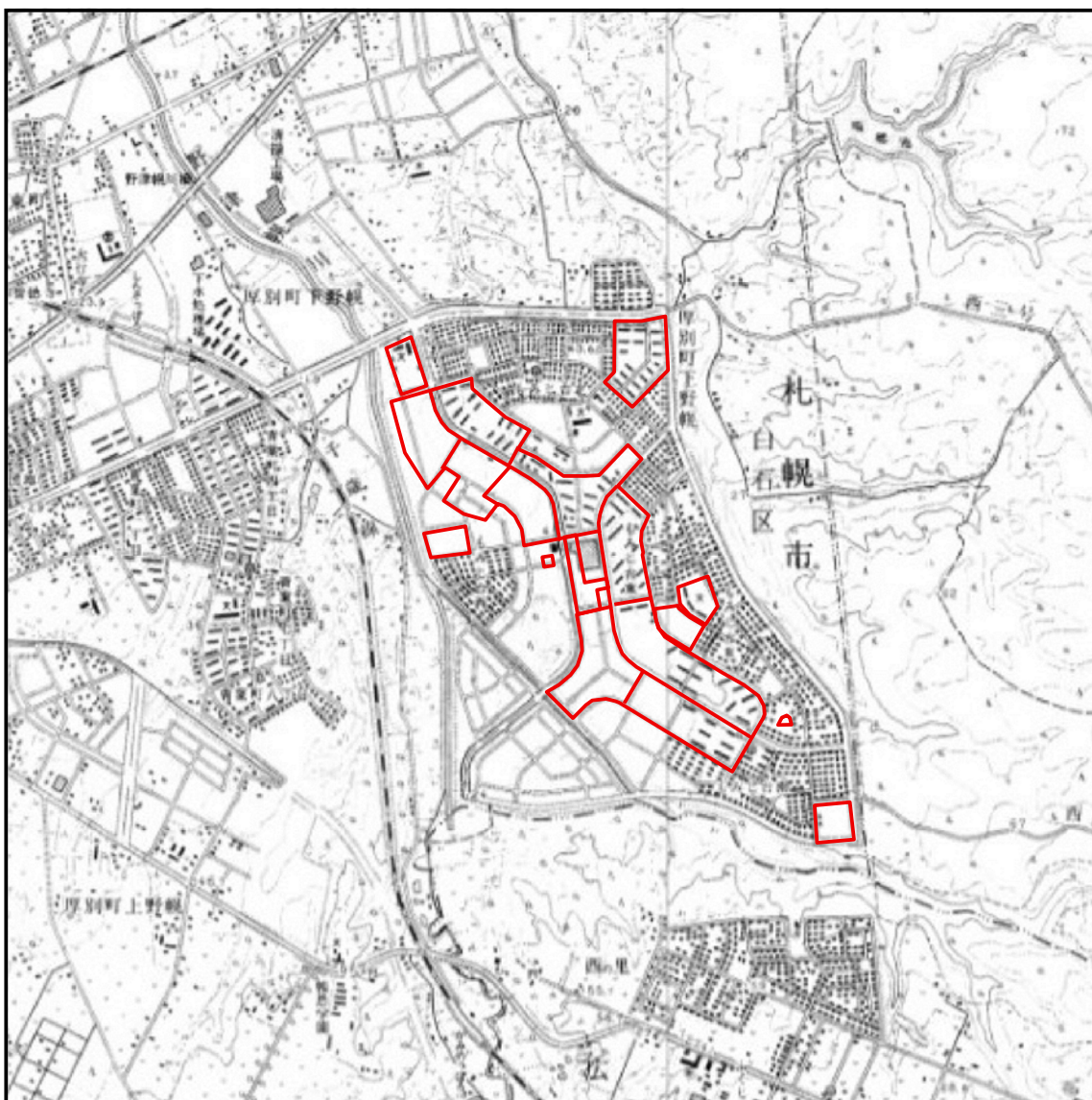
図 3.3.2-13

事業実施想定区域周辺の
土地利用の変遷
(1935年/昭和10年)

※ 国土地理院発行の電子地形図25,000(オンデマンド版)の地形図(令和2年11月17日発行)を使用したものである。



1) 時系列地形図閲覧サイト「今昔マップ on the web」 埼玉大学教育学部 谷謙二(人文地理学研究室)



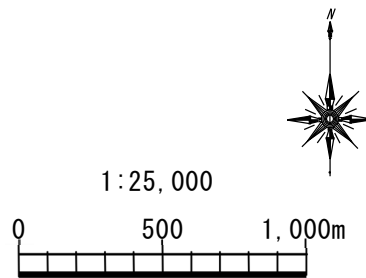
凡 例	
	事業実施想定区域
	荒 野
	畑 地
	広 葉 樹 林
	針 葉 樹 林
	笹 地
	田

図 3.3.2-14

事業実施想定区域周辺の
土地利用の変遷

札幌東部(1977年/昭和52年)及び野幌
(1979年/昭和54年)

※ 国土地理院発行の電子地形図25,000(オンデマンド版)の地形図(令和2年11月17日発行)を使用したものである。



1) 時系列地形図閲覧サイト「今昔マップ on the web」埼玉大学教育学部 谷謙二(人文地理学研究室)

(5) 資源等の保護・保存に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

① 文化財保護法に基づき指定された名勝又は天然記念物

A 指定文化財

事業実施想定区域及びその周辺における文化財を表 3.3.2-32 及び図 3.3.2-15 に示す。

事業実施想定区域の北東方向に「野外博物館 北海道開拓の村」が位置しており、その敷地内の建築物である「旧開拓使工業庁舎」が国指定重要文化財に指定されている。

表 3.3.2-32 事業実施想定区域の周辺における文化財¹⁾

区分	名称	年代	所在地	指定年月日
国指定重要文化財	旧開拓使工業庁舎	明治 10 年	札幌市厚別区厚別町小野幌	平成 25 年 8 月 7 日

B 埋蔵文化財

事業実施想定区域及びその周辺における埋蔵文化財を表 3.3.2-33 及び図 3.3.2-15 に示す²⁾。

埋蔵文化財包蔵地が 38 箇所存在する。

② 都市計画法に基づき指定された風致地区の区域

事業実施想定区域の周辺には、都市計画法に基づく風致地区は存在していない³⁾⁴⁾。

1) 文化庁「文化遺産オンライン」(令和 8 年 1 月 21 日現在)
 2) 北海道教育委員会「北の遺跡案内」(令和 8 年 1 月 21 日現在)
 3) 国土交通省「風致地区の指定状況」(平成 29 年 3 月 31 日現在)
 4) 札幌市環境局「風致地区制度」(平成 29 年 3 月 31 日現在)

表 3.3.2-33(1/2) 事業実施想定地域の周辺における埋蔵文化財¹⁾²⁾

地点 番号	遺跡の 名称	遺跡の時代	遺跡の種別	所在地
S153	S153 遺跡	縄文(早期)、縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)、続縄文(前半期)、続縄文(後半期)、擦文	墳墓	札幌市厚別区厚別東3・4条2丁目
S237	S237 遺跡	縄文(早期)	遺物包含地	札幌市厚別区厚別東2条1丁目・2丁目
S238	S238 遺跡	縄文(中期)	遺物包含地	札幌市厚別区厚別南6丁目・7丁目
S239	S239 遺跡	縄文(早期)、縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)	集落跡	札幌市厚別区厚別南4丁目・5丁目
S240	S240 遺跡	縄文(中期)、縄文(晩期)、続縄文	遺物包含地	札幌市厚別区厚別南5丁目
S241	S241 遺跡	縄文	遺物包含地	札幌市厚別区厚別南4丁目
S242	S242 遺跡	縄文(早期)、縄文(中期)	遺物包含地	札幌市厚別区厚別東4条5丁目
S243	S243 遺跡	縄文	遺物包含地	札幌市厚別区厚別東3条5丁目・6丁目
S245	S245 遺跡	縄文	遺物包含地	札幌市厚別区厚別町小野幌
S246	S246 遺跡	縄文	遺物包含地	札幌市厚別区厚別東2条4丁目・5丁目
S247	S247 遺跡	縄文	遺物包含地	札幌市厚別区厚別東2条5丁目・6丁目
S248	S248 遺跡	縄文	遺物包含地	札幌市厚別区厚別東1条5丁目・6丁目
S249	S249 遺跡	縄文	遺物包含地	札幌市厚別区厚別町下野幌
S252	S252 遺跡	縄文	遺物包含地	札幌市厚別区上野幌1条1丁目、2条1丁目
S253	S253 遺跡	不明	遺物包含地	札幌市厚別区上野幌1条2丁目
S254	S254 遺跡	縄文	遺物包含地	札幌市厚別区上野幌2条1丁目
S255	S255 遺跡	縄文(中期)	集落跡	札幌市厚別区上野幌1条2丁目・3丁目
S256	S256 遺跡	縄文(早期)、縄文(前期)、縄文(中期)	集落跡	札幌市厚別区上野幌1条4丁目・5丁目
S257	S257 遺跡	縄文(晩期)、続縄文(前半期)	遺物包含地	札幌市厚別区上野幌1条4丁目、2条3丁目・4丁目
S258	S258 遺跡	不明	遺物包含地	札幌市厚別区上野幌2条4丁目
S259	S259 遺跡	縄文(中期)	遺物包含地	札幌市厚別区上野幌1条5丁目
S270	S270 遺跡	縄文	遺物包含地	札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目
S271	S271 遺跡	不明	遺物包含地	札幌市厚別区厚別町下野幌
S273	S273 遺跡	縄文	遺物包含地	札幌市厚別区厚別町上野幌
S304	S304 遺跡	縄文(中期)	遺物包含地	札幌市厚別区厚別東2条4丁目
S305	S305 遺跡	縄文(後期)、続縄文縄文(後期)、続縄文	遺物包含地	札幌市厚別区厚別東2条4丁目・5丁目
S306	S306 遺跡	縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)	遺物包含地	札幌市厚別区厚別東2条5丁目・6丁目
S307	S307 遺跡	縄文	縄文	遺物包含地
S318	S318 遺跡	不明	・5丁目、3条4丁目・5丁目	
S319	S319 遺跡	縄文	不明	遺物包含地
S331	S331 遺跡	不明	縄文	遺物包含地
S451	S451 遺跡	縄文(早期)	不明	遺物包含地

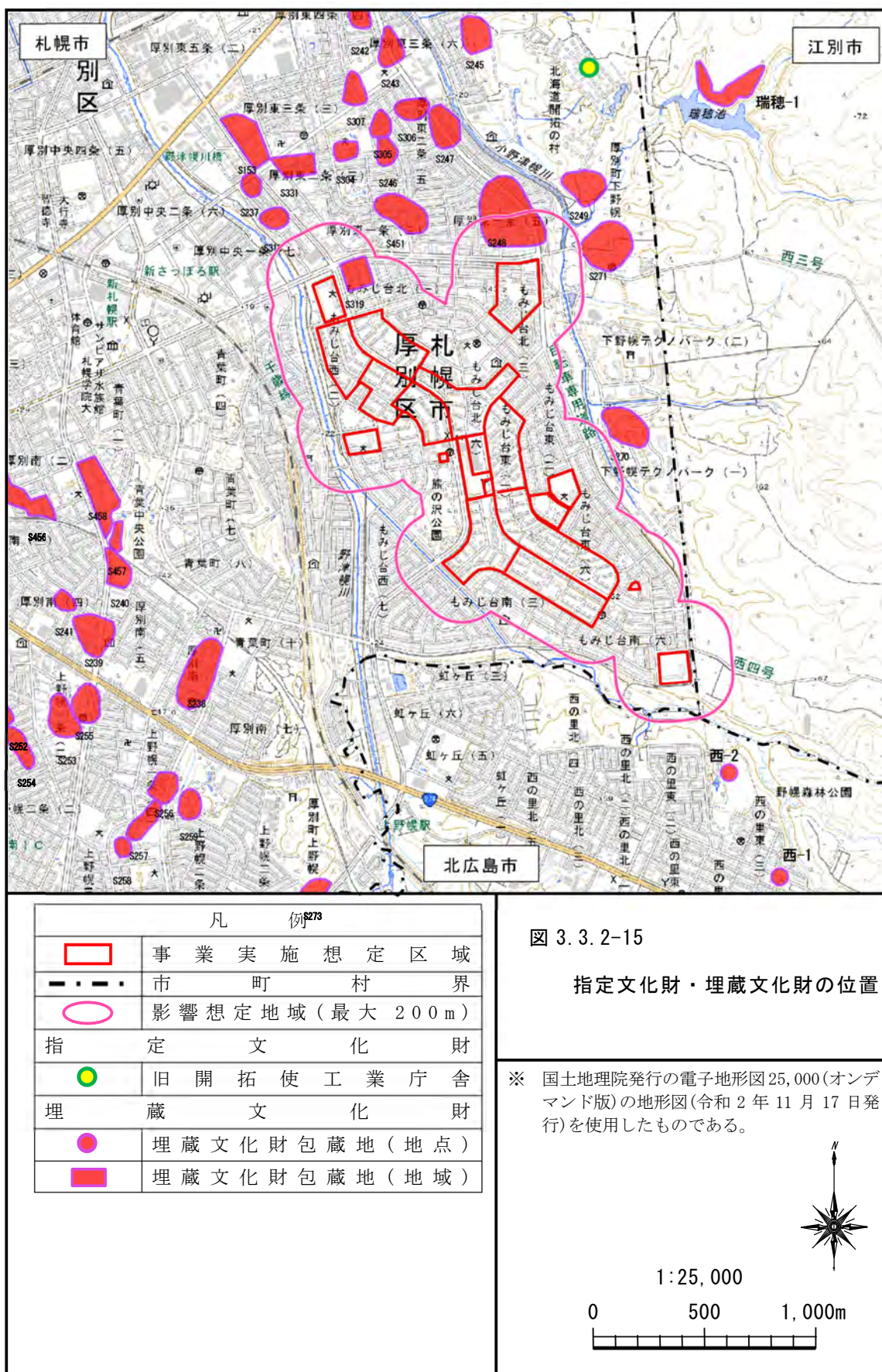
表 3.3.2-33(2/2) 事業実施想定地域の周辺における埋蔵文化財¹⁾²⁾

地点番号	遺跡の名称	遺跡の時代	遺跡の種別	所在地
S456	S456 遺跡	縄文(中期)	遺物包含地	札幌市厚別区厚別南1丁目・2丁目
S457	S457 遺跡	縄文(後期)	遺物包含地	札幌市厚別区青葉町5丁目
S458	S458 遺跡	縄文(早期)、縄文(中期)	遺物包含地	札幌市厚別区厚別南2丁目、青葉町5丁目
西-1	西の里遺跡	不明	遺物包含地	北広島市西の里東3丁目11-4
西-2	西の里2遺跡	縄文(中期)	溝穴遺構	北広島市西の里東3丁目
瑞穂-1	瑞穂池北岸遺跡	縄文	遺物包含地	江別市西野幌道立野幌森林公園内

地点番号は、図 3.3.2-15 に対応している。

1) 文化庁「文化遺産オンライン」(令和8年1月21日現在)

2) 北海道教育委員会「北の遺跡案内」(令和8年1月21日現在)



1) 文化庁「文化遺産オンライン」（令和 8 年 1 月 21 日現在）
2) 北海道教育委員会「北の遺跡案内」（令和 8 年 1 月 21 日現在）

(6) 一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域

① 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域の周辺には、砂防法に基づく砂防指定地はない¹⁾。

② 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域の周辺には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域はない²⁾。

③ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施想定区域の周辺には、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域はない³⁾。

④ その他関係法令等に基づく区域等の指定状況

A 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

事業実施想定区域の周辺には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は図のとおり、JR千歳線周辺及び下野幌テクノパーク周辺に指定されている。

B 札幌市地域防災計画【土砂災害対策】に基づく土石流危険及び急傾斜地崩壊危険箇所

事業実施想定区域の周辺における「札幌市地域防災計画【土砂災害対策】」に基づく急傾斜地崩壊危険箇所は、図3.3.2-16のとおりである。

1) 北海道河川砂防課 北海道士砂災害警戒情報システム(令和8年1月21日現在)

2) 北海道建設部「急傾斜地崩壊危険区域告示情報」(令和7年2月27日現在)

3) 北海道水産林務部「地すべり防止区域・ぼた山崩壊防止区域」(令和6年度末)

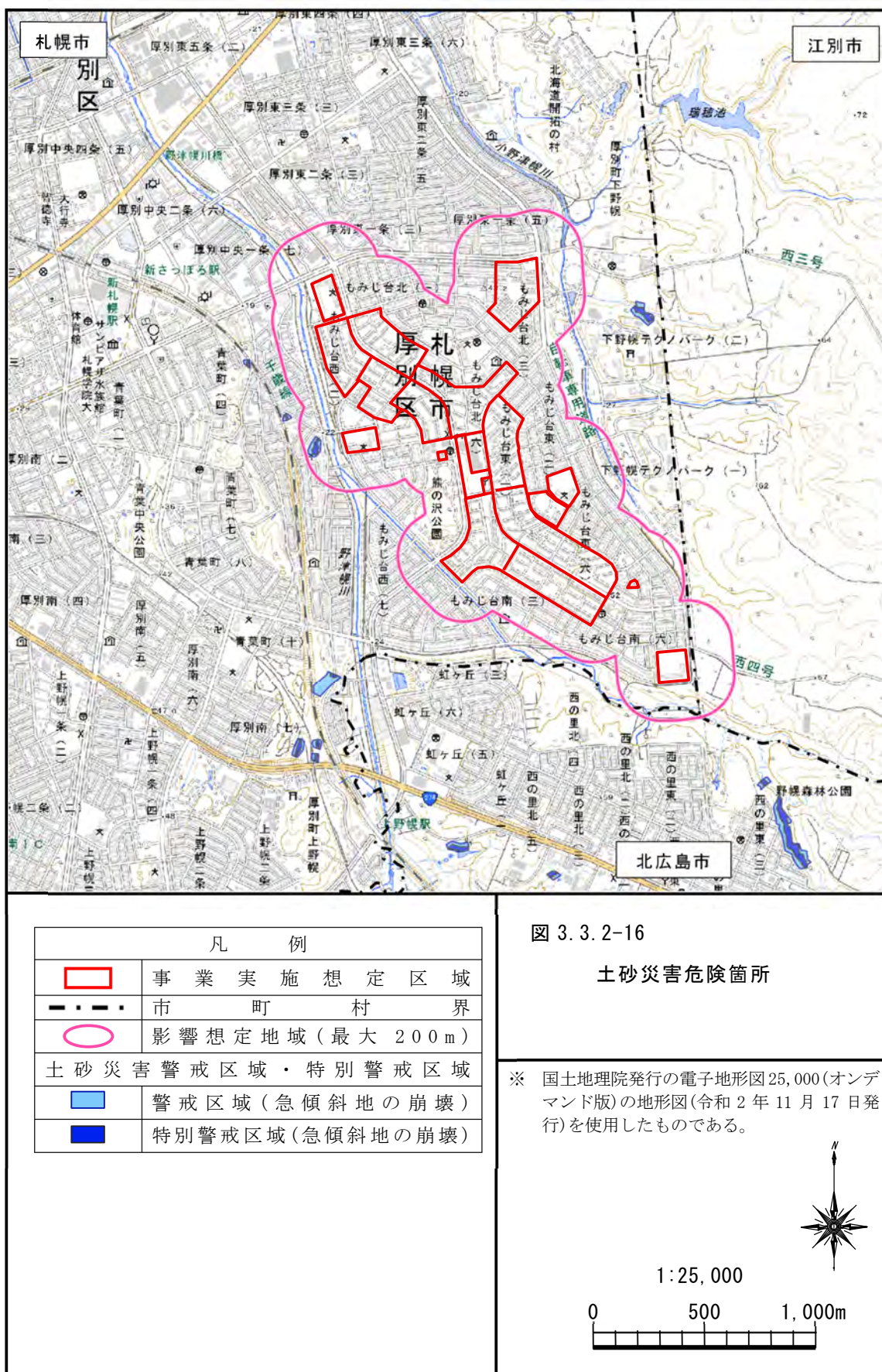
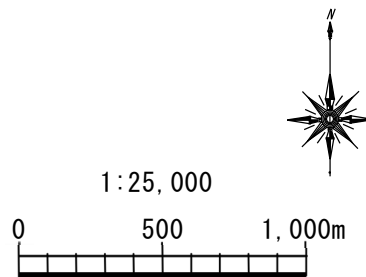


図 3.3.2-16

土砂災害危険箇所

※ 国土地理院発行の電子地形図25,000(オンデマンド版)の地形図(令和2年11月17日発行)を使用したものである。



1) 北海道河川砂防課 北海道土砂災害警戒情報システム(令和8年1月21日現在)